

周防大島町告示第7号

平成19年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成19年2月28日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成19年3月7日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君	伊東 梅芳君
土手 正喜君	平野 和生君
荒川 政義君	浜戸 信充君
杉山 藤雄君	神岡 光人君
田村 三郎君	伊藤 秀行君
平村 真成君	魚谷 洋一君
松井 岑雄君	広田 清晴君
魚原 満晴君	富田 安英君
木村 潔君	中本 博明君
平川 敏郎君	田中隆太郎君
小田 貞利君	尾元 武君
久保 雅己君	新山 玄雄君

3月8日に応招した議員

3月9日に応招した議員

3月19日に応招した議員

3月22日に応招した議員

応招しなかった議員

平成19年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成19年3月7日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成19年3月7日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案説明
- 日程第5 議会運営委員会補欠委員の選任について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成18年度港整備交付金日良居漁港浮棧橋設置工事」)
- 日程第7 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成18年度小松屋代簡易水道配水管新設工事」)
- 日程第8 報告第3号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「大島斎場建設建築工事」)
- 日程第9 報告第4号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「大島斎場建設機械設備工事」)
- 日程第10 議案第11号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第11 議案第12号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第13号 平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第14号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第15号 平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第16号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第17号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第17 議案第18号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第18 議案第19号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第20号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第21号 平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第22号 平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第23号 周防大島町副町長定数条例の制定について(説明・質疑・委員会付託)

「総務」)

- 日程第23 議案第24号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(説明・質疑・委員会付託「総務」)
- 日程第24 議案第25号 周防大島町星野哲郎記念館の設置及び管理に関する条例の制定について(説明・質疑・委員会付託「建設」)
- 日程第25 議案第26号 周防大島町交通災害共済条例及び周防大島町訪問看護ステーションの設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 周防大島町総合支所及び出張所設置条例の一部改正について
- 日程第27 議案第28号 周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第29号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第29 議案第30号 周防大島町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第31号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第32号 周防大島町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第33号 周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第34号 周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例の一部改正について
- 日程第34 議案第35号 周防大島町嘗久賀駐車場条例の一部改正について
- 日程第35 議案第36号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第36 議案第37号 柳井地区広域事務組合理約の変更について
- 日程第37 議案第38号 柳井地区広域消防組合理約の変更について
- 日程第38 議案第39号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第39 議案第40号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について
- 日程第40 議案第41号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第42号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第43号 周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第44号 周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第45号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第46号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指

定について

- 日程第46 議案第47号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第48号 平成18年度白木地区広域漁港整備工事第2工区の請負契約の締結について
- 日程第48 議案第49号 周防大島町防災行政無線施設整備工事の請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案説明
- 日程第5 議会運営委員会補欠委員の選任について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について（変更契約・法180条関係「平成18年度港整備交付金日良居漁港浮棧橋設置工事」）
- 日程第7 報告第2号 専決処分の報告について（変更契約・法180条関係「平成18年度小松屋代簡易水道配水管新設工事」）
- 日程第8 報告第3号 専決処分の報告について（変更契約・法180条関係「大島斎場建設建築工事」）
- 日程第9 報告第4号 専決処分の報告について（変更契約・法180条関係「大島斎場建設機械設備工事」）
- 日程第10 議案第11号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第12号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第13号 平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第14号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第15号 平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第16号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第17号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第18号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第19号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第20号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第21号 平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第21 議案第22号 平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第23号 周防大島町副町長定数条例の制定について(説明・質疑・委員会付託「総務」)
- 日程第23 議案第24号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(説明・質疑・委員会付託「総務」)
- 日程第24 議案第25号 周防大島町星野哲郎記念館の設置及び管理に関する条例の制定について(説明・質疑・委員会付託「建設」)
- 日程第25 議案第26号 周防大島町交通災害共済条例及び周防大島町訪問看護ステーションの設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 周防大島町総合支所及び出張所設置条例の一部改正について
- 日程第27 議案第28号 周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第29号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第29 議案第30号 周防大島町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第31号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第32号 周防大島町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第33号 周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第34号 周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例の一部改正について
- 日程第34 議案第35号 周防大島町嘗久賀駐車場条例の一部改正について
- 日程第35 議案第36号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第36 議案第37号 柳井地区広域事務組合同規約の変更について
- 日程第37 議案第38号 柳井地区広域消防組合同規約の変更について
- 日程第38 議案第39号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第39 議案第40号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について
- 日程第40 議案第41号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第42号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第43号 周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第44号 周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第45号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定に

ついて

- 日程第45 議案第46号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第47号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第48号 平成18年度白木地区広域漁港整備工事第2工区の請負契約の締結について
- 日程第48 議案第49号 周防大島町防災行政無線施設整備工事の請負契約の締結について

出席議員（24名）

1番	安本 貞敏君	2番	伊東 梅芳君
3番	土手 正喜君	4番	平野 和生君
5番	荒川 政義君	6番	浜戸 信充君
7番	杉山 藤雄君	8番	神岡 光人君
9番	田村 三郎君	10番	伊藤 秀行君
12番	平村 真成君	13番	魚谷 洋一君
14番	松井 岑雄君	16番	広田 清晴君
17番	魚原 満晴君	18番	富田 安英君
19番	木村 潔君	20番	中本 博明君
21番	平川 敏郎君	22番	田中隆太郎君
23番	小田 貞利君	24番	尾元 武君
25番	久保 雅己君	26番	新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 薫君	議事課長	木元 真琴君
書記	河井 敏博君	書記	平田富久代君
書記	藤本万亀子君		

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	中本 富夫君	助役 .....	椎木 巧君
収入役 .....	吉村 正晴君	教育長 .....	平田 武君
公営企業管理者 .....	川田 昌満君	総務部長 .....	村田 雅典君
総務課長 .....	吉田 芳春君	政策企画課長 .....	中野 守雄君
財政課長 .....	奈良元正昭君	健康福祉部長 .....	馬野 正文君
産業建設部長 .....	岡村 春雄君	環境生活部長 .....	村田 章文君
久賀総合支所長 .....	野口 菊義君	大島総合支所長 .....	山本 治君
東和総合支所長 .....	鍵本 一和君	橘総合支所長 .....	中河 美昭君
教育次長 .....	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
契約監理課長 .....	平田 好男君	大島教育支所長 .....	山本 祥司君

午前 9 時30分開会

議長（新山 玄雄君） おはようございます。本日は御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから平成 19 年第 1 回周防大島町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・ ・

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、20 番、中本博明議員、21 番、平川敏郎議員を指名いたします。

・ ・

日程第 2 . 会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 2 月 28 日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 3 月 22 日までの 16 日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の開会は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 3 月 22 日までの 16 日間とすることに決しました。



### 日程第3 . 諸般の報告

議長（新山 玄雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査12月、1月、2月実施分及び定期監査12月、1月、2月実施分の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

続いて、系統議長会関係について、その状況を御報告いたします。

去る2月23日、山口市において山口県町村議会議長会定例会が開催されました。19年度の事業計画及び関連予算について審議決定いたしましたところであります。本会は、現在9町による運営となっておりますが、20年3月には美東町、秋芳町が美祢市と合併いたします。そういたしますと、残る7町で大変厳しい運営を強いられることとなります。このことを踏まえ、総合事務局などの統合を行ってまいりましたが、今年度はさらに議長会のあり方について検討してまいる所存であります。議員各位におかれましては、御理解を賜りまして、今後なお一層御協力、お願いを申し上げます。

次に、山口県離島振興町村議会議長会の定例会の決定事項について、県内4町のみとなりました本会でありますが、離島の生活条件等の面において本土との間に依然として著しい格差が存在していることをかんがみますと、本会の役割は重要であり、国、県への陳情・要望活動を積極的に展開するとともに、離島を抱える町が相互協力し、豊かな島づくりを推進していこうと誓い合ったところであります。

次に、山口県後期高齢者医療広域連合に関し、広域連合議会議員の選挙の結果について報告がありました。お手元に、当選人の告示の写しを配布しておりますので御参照ください。なお、ちなみに町議会からの当選人は、議長会の会長、副会長が選任されております。

次に、町人会関係ですが、1月21日の東京久賀クラブ総会へ平川敏郎議員が、また2月4日の関西橋町人会には中本博明議員がそれぞれ旧町出身の議員として各会へ御出席いただき、親善大使として町の最新の情報を届けられるとともに旧交を温められましたことに敬意と感謝を申し上げます。大変御苦勞様でございました。

続いて、慶弔に関しまして、全国町村議会議長会より、安本貞敏議員と富田安英議員の両名が、議会議員在職15年以上在職され、なおかつその功勞が認められ、自治功勞者として表彰を受けられました。早速に御本人に伝達をさせていただきました。私ども同僚といたしまして、御同慶に存ずるところであります。安本議員、富田議員、本当におめでとうございました。今後ますますの御活躍を祈念いたしております。

最後になりますが、すでに御承知のことでございますが、先月2月2日実施いたしました全員

協議会の終了後に、同僚議員でありました黒田壇豊氏から、一身上の都合により議員辞職したい旨の書面の提出と、同時にその場で皆様にもごあいさつがございました。閉会中でありましたので、同日2月2日付にて辞職許可をいたし、あわせ同日付で、公職選挙法第111条の規定に基づき、町選挙管理委員会へ議員欠員通知もいたしました。ただいま御報告申し上げますのは、会議規則第99条第2項の規定に、閉会中の辞職許可は次の議会に報告しなければならないことになっておりますことから、本日改めて御報告申し上げます次第であります。

黒田壇豊氏におかれては、合併後の新町発足と同時に私ども同僚として、周防大島町発展のために御尽力なさいました。短い間ではございましたが、大変御苦勞様でございました。

さて、これから当面、2名の欠員、24名での議会運営を余儀なくされます。課題山積でございますが、町政進展のため、決意も新たに議員としての役割を果たしてまいろうではありませんか。今後の皆様の御協力をお願い申し上げます、諸般の報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第4．施政方針並びに議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第4、施政方針並びに議案の説明に入ります。

町長より施政方針並びに議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。本日は、平成19年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙な折にも係りませず御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平成19年度一般会計予算を初め、町政の重要案件につきまして御審議をいただくに当たりまして、町政運営に関する所信の一端を申し述べ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いを申し上げます。

町政運営の基本方針を申し述べさせていただきます。

平成19年度は、地方自治法が施行され60周年を迎えます。今一度、初心に帰って住民の皆様の負託を受け、地方自治を担うという強い自覚と使命感を持って、町政の発展に全力で取り組んでまいり所存であります。

地方自治体にとりましては、昨年から今年にかけては、新たな分権改革に向けての黎明期にあると思います。平成の大合併が一段落をし、市町村の数は約1,800にまで減少し、それぞれの自治体が分権の担い手として自力をつけなければならない一方、地方自治法の改正により、地方が創意と工夫を発揮をし、地域にあった自治の仕組みをつくる裁量権が拡大してまいりました。

国はさらに分権を推し進めるため、地方分権改革推進法を定め、第2期の分権改革に着手しよ

うとしております。今、国と地方は法的には対等、協力の関係となり、これまでのように国の決めた政策を実行するだけでなく、地域の実情に応じたきめ細かい施策をみずから立案、実行していくということが可能となりました。それだけ各自治体の政策形成能力が試されているということでもあります。人々の暮らしを支える公共サービスを担うのは地方の現場であるとの原点に立ち返り、自己決定、自己責任による真の地方自治を確立していかなければならないと考えております。まさに、それぞれの地方自治体がサービスの質の確保、真の経営力を競い合う、自治体間競争の時代に突入しております。

そうした中、昨年北海道の夕張市が地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建に取り組む申し出を行ないました。財政再建団体になるということは、民間企業で言えば倒産であり、夕張市の事例は、時代の変化に対応する行財政改革が遅れた地方自治体は破綻するということを示すとともに、多くの地方自治体が倒産の危険領域にあることも明らかになるなど、夕張ショックとして全国に広がりました。

財政状況が厳しさを増す中で、行財政改革を進めながら、一方では時代の変化に対応し、サービスの受け手である住民の満足度を高めなければならないという難しいかじ取りを求められておりますが、これを達成してこそ、周防大島町が夢と魅力ある地域として発展できるものと考えております。

次に、本町の町づくりの方向性ではありますが、平成17年第4回定例会で御議決をいただきました「総合計画の基本構想」で、自立と責任のもと、町政運営の戦略的基本方針を示すとともに、住民参加に意を用いて、住民、行政協働による新たな町づくりを進めるための根本指針を示しております。

基本目標の第1に、元気のある町づくりとして産業振興を、第2に、にこにこのある町づくりとして教育、交流、生活環境の整備を、第3に、安心のある町づくりとして保健、医療、福祉、防災の充実を掲げております。私の永年の政治理念であります「町民こそ町づくりの主人公」であるとの思いに立ち、この町に暮らす喜びを確かなものとするため、「元気・にこにこ・安心」の3つの町づくりの基本目標の実現に向け、本基本構想を指針として町政を進めてまいります。

また、この基本目標を効果的に確実に実施していくために、町づくりの重点施策として、7項目にわたる行財政改革への取り組みを掲げております。

第1に、行政評価システムの導入であります。これからの周防大島町がどのような施策を重視していくのか、その目標をどの程度に置くのか、その成果はどうかを客観的に明らかにするものであり、今年度から導入を始めたところであります。

第2に、財政健全化計画の策定であります。厳しい財政状況の中で新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる財政基盤を確立するため、中長期的視野に立った目標値を設定をし、その達

成に向けた財政健全化計画を策定したところであります。

第3に、定員適正化の推進であります。組織、機構の見直しを進めながら職員数の計画的な削減を行い、簡素で効率的な行政の実現を図るために定員適正化計画を策定をしたところであります。

第4は、職員の意識改革と人事評価制度の確立、第5は、住民の目線に立った協働体制の確立であります。

第6は、公共施設適正配置指針の策定であります。既設の公共施設の有効活用、統合、廃止、転用など、町域全体のバランスを考慮いたしまして、利便性にも配慮しながら検討を進めます。また、その管理についても指定管理者制度を積極的に活用してサービスの向上と効率化を進めてまいります。

第7は、行政機能の充実であります。合併のメリットである効率的でスリムな組織と住民サービスの向上が図れる組織、機構を目指してまいります。また、同時に公表し、御報告をいたしました周防大島町行政改革大綱をもとに策定いたしました行政改革実施計画並びに集中改革プランに基づきまして、一層のスピード感をもって強力に行政改革を進めてまいります。

それでは、平成19年度当初予算の基本方針につきまして御説明を申し上げます。

初めに、国の予算についてであります。

政府が昨年12月に閣議決定をした「平成19年度予算の編成方針」によりますと、我が国の経済は世界経済の着実な回復が続く中、企業部門、家計部門ともに改善が続き、改革の加速と深化、政府、日銀一体となった取り組み等によりまして、物価の安定のもとでの持続的な経済成長が実現すると見込まれるとされており、持続可能な「創造と成長」の実現を図るとの方針のもとで、成長力強化に向けた改革を進めるとしております。

あわせて、地域経済の活性化や再チャレンジ可能な社会を目指すための取り組みを強力に推進をし、「成長なくして財政再建なし」の理念のもと、成長力強化を図りつつ、車の両輪である行財政改革を断行することが示されており、国は平成23年度に国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、簡素で効率的な政府を実現するため、これまでの財政健全化の努力を継続をし、さらに歳出改革路線を強化するものとしております。

このような中で編成をされました政府の平成19年度一般会計予算規模は、前年度比4.0%増の8兆9,088億円となっております。税収が5兆4,670億円、16.5%の大幅な伸びにより、国債発行額は2兆4,320億円、15.2%の削減となっております。歳出で地方交付税の総額は1兆5,000億円、4.4%の減となっており、平成12年度の2兆1兆8,000億円に比べ30%も減少しているのであります。公共事業関係費は6兆9,000億円、3.5%の減でピーク時、平成10年度、1兆4兆9,000億円ですが、その半分以下となってお

ります。政府は地方への税源移譲や景気拡大による地方税収の伸びもあり、地方の財政運営に支障はないと見ているようではありますが、好景気の波が及ばない本町のような地域では、税収の大幅な伸びは困難であります。借金である国債の発行を抑制をし、財政を立て直すには、むだな歳出削減は欠かせませんし、地方も自助努力すべきはもちろんであります。補助金等の一般財源化に対する税源移譲との乖離や、大幅な交付税等の削減が続くと財政力の弱い地方としては基礎的行政サービスにも支障が出ることとなり、税収の伸びで潤う都市部との格差はますます広がるのではないかと考え、今後の財政運営に大きな不安を抱いております。

次に、地方財政についてであります。平成19年度の地方財政計画の総額は8兆3千100億円であり、6年連続で前年度を下回る水準となっております。このうち歳入に占める一般財源は5兆9千200億円とされております。19年度の地方財政計画は、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお、平成18年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあります。地方財政の借入金残高は、平成19年度末で1兆9千900億円と見込まれ、今後その償還負担が高水準で続くことにより財政運営が圧迫をされることが懸念をされております。現下の極めて厳しい地方財政の状況、国、地方を通じての歳出・歳入一体改革の必要性を踏まえ、引き続き、地方公共団体においては地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、歳入面においても自主財源の積極的な確保策を講じるなど、持続可能な財政への転換を図ることが急務となっております。

次に、本町の新年度予算であります。このような国・地方を取り巻く情勢のもと、本町にとりましても非常に厳しい財政状況の中で平成19年度の予算編成に当たったところでありますが、政府は、三位一体の改革により国から地方への本格的な税源移譲に道筋が付き、地方分権に欠かせない自治体の財政基盤の強化が期待できるとしてありますが、本町の財政状況は、歳入の根幹となる町税においては三位一体の改革に伴う税源移譲や定率減税の廃止といった税制改正による個人町民税の伸びによりまして、前年度と比較をいたしまして1億1,600万円、8.2%の増になると予想されるものの、一方で地方交付税が3億1,500万円の減、税源移譲に伴い所得譲与税が1億3,500万円の減、定率減税の廃止などにより地方特例交付金3,900万円の減額が予想されるため、一般財源全体としては4億6,100万円、4.2%の大幅な減額となる見込みであります。

このような財政状況の中、平成19年度は新町建設計画や旧町からの引き継ぎ事業である東和庁舎及び星野哲郎記念館、大島斎場、一般廃棄物の最終処分場及びリサイクルセンターがほぼ完成をし、供用開始の運びとなります。また、主要な新規並びに継続事業としては、防災行政無線の整備、石小田地区の排水事業、大島病院の新築移転、交通対策として、中国JRバス撤退に伴

う防長バスの参入と、一般客の混乗による白木半島線へのスクールバスの導入、ブロードバンド環境整備、学校統合への取り組みなど、防災安全対策や医療保健対策、住民生活に密着をした事業に限定をして取り組んだところであります。

また、今回の予算編成におきましては、各部において一般財源予算枠を提示をし、各部において配分された枠の範囲内での予算原案を作成する枠配分方式を導入し、限られた財源をより必要性や効率の高い事業に配分していくことに努めてまいりました。

さらに、このような財政状況下におきましては、周防大島町行政改革大綱をもとに策定をいたしました行政改革実施計画並びに集中改革プランに基づきまして、一層のスピード感を持って強力に行政改革を進めなければならないのは言うまでもございません。

歳出予算の中で、経常的な事務経費等を削減することは言うまでもなく、18年度から実施しております交際費の減額、特別職の報酬の削減、管理職手当の削減、県内出張日当の廃止と県外出張日当の削減、施設管理委託料の見直し、前納報奨金の廃止などに加え、新年度からさらに交際費の5%の削減、特別職報酬を町長10%、その他5%削減、収入役の廃止、職員退職不補充により合併時から新年度末まで37名の削減、職員の期末勤勉手当の役職加算の減額、住居手当の減額、通勤手当の減額、和佐保育所の廃止、負担金補助の減額、公の施設の公募による指定管理者制度への移行による委託料の削減、公共事業再評価による公共事業の削減など、取り組めるものはすべてに取り組んでまいりました。職員の手当にも相当の影響の出るものでありますが、職員も現下の厳しい財政状況を十分に認識をいただき、協力をいただいているところであります。

歳入予算におきましても、あらゆる歳入財源の確保に努めるとともに、税務課に徴収対策班を設置をし、滞納整理システムを導入をし、町税を初め住宅使用料、水道使用料など各徴収金の収納率向上に取り組んでまいります。また、後年度に元利償還金が高率で交付税に算入される合併特例債等の有利な起債を活用しつつ、基金からの繰り入れをできるだけ圧縮する予算編成を目標に取り組んできたところでありますが、依然として歳入歳出のギャップを埋めることはできず、前年度よりは大幅に減額したとはいえ、引き続きまして財政調整基金からの繰り入れにより予算編成をしたところでございます。財政調整基金も減少してまいりますことから痛みも伴いますが、徹底した行政改革に取り組み、財政健全化に努めまして、本日御提案申し上げます平成19年度の予算を編成したところでありますので、議員の皆さんの御理解と御支援を重ねてお願いをする次第でございます。

それでは、今定例会に提案をいたしております諸議案につきまして御説明をいたします。

まず、議会の委任による専決処分の指定の範囲内における専決処分を行いましたので、その内容について御報告をいたします。

報告第1号は、平成18年度港整備交付金日良居漁港浮棧橋設置工事における工事請負変更契

約について、報告第2号は、平成18年度小松屋代簡易水道配水管新設工事における工事請負変更契約について、報告第3号は、大島斎場建設建築工事における工事請負変更契約について、報告第4号は、大島斎場建設機械設備工事における工事請負変更契約について、以上4件について、それぞれ地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いました。

議案第1号は、平成19年度周防大島町一般会計予算についてであります。予算総額は歳入歳出予算それぞれ157億4,100万円となっており、前年度当初予算比2億4,700万円の減でマイナス1.5%となっております。

歳入の主なものについてであります。町税が8.2%増の15億2,631万円、これは税制改革に伴う増額であります。地方譲与税が48.9%減の1億4,147万7,000円、地方交付税が3.9%減の77億1,000万円、使用料及び手数料が24.5%減の2億746万1,000円、国庫支出金が2.9%増の8億3,578万7,000円、県支出金が5.3%増の13億7,972万5,000円、繰入金が17.3%減の4億1,931万6,000円、諸収入が5.7%増の3億7,019万3,000円、町債が7%増の27億1,020万円ですが、特に町債は大島病院新築移転分が約7億円含まれております。この部分を除きますと、前年対比20.8%の減となっております。

なお、歳入全体に占める町債依存度は17.2%、町債残高は年度末で260億1,080万円になる見込みであります。

次に、歳出についてであります。人件費は0.3%増の28億5,308万5,000円です。職員退職に伴う退職手当組合特別負担金の増と、特別会計から一般会計への職員異動によるものでございます。公債費は3.9%減の29億2,433万4,000円、扶助費は3.8%増の11億5,468万3,000円で、人件費、公債費、扶助費を合わせた義務的な経費が1.0%減の69億3,210万2,000円、投資的経費につきましては、普通建設事業費が16.2%減の29億4,701万3,000円です。

予算総額を可能な限り縮減した予算編成ではありますが、脆弱な財政基盤は依然として継続しております。したがって、新年度予算の収支の不足を補うために、財政調整基金を3億1,902万6,000円、減債基金を5,029万円、福祉振興基金を5,000万円取り崩すことで財源調整をしております。

なお、合併関連事業といたしまして、県の合併支援特別交付金、合併特例債等を充当している主な事業は、東和庁舎等の建設事業、防災行政無線整備事業、一般廃棄物の処理施設等建設事業、大島病院新築移転の繰出金を見込んでおります。

議案第2号から議案第10号までは、平成19年度の……。 (「議長、ちょっと休んでもらうたらどうですか」と呼ぶ者あり) はいはい。

議長（新山 玄雄君） 休憩しようか。

町長（中本 富夫君） いや、いいですよ。やりましょう。 ああ、済いません。（「鼻でんかんで」と呼ぶ者あり）はいはい。ちょっと、ほんなら休憩しましょう。済いません。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩です。

午前10時24分休憩

.....  
午前10時26分再開

議長（新山 玄雄君） 再開します。

町長（中本 富夫君） どこまでいっちゃったんかいの。（発言する者あり）議案第2号からじやろうと思うんですがね。

議案第2号から議案第10号までは、平成19年度各特別会計予算及び企業会計予算に関するものであります。

議案第2号は、平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から3億8,995万2,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ35億7,917万3,000円となっており、前年度当初予算に比べまして3億4,847万9,000円の増となっております。

議案第3号は、平成19年度周防大島町老人保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から3億9,451万1,000円繰り入れまして、歳入歳出それぞれ47億5,004万3,000円となっており、前年度当初予算比3億688万2,000円の減となっております。

議案第4号は、平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から4億5,860万1,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ29億5,783万6,000円となっており、前年度当初予算比2億2,868万7,000円の増となっております。

議案第5号は、平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5億3,318万1,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ9億8,801万2,000円となっており、前年度当初予算比9,700万4,000円の減となっております。

議案第6号は、平成19年度周防大島町下水道事業特別会計予算についてであります。

一般会計から2億234万5,000円繰り入れまして、歳入歳出それぞれ5億3,450万7,000円となっており、前年度当初予算比5,932万円の増となっております。

議案第7号は、平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

一般会計から1億4,741万9,000円繰り入れまして、歳入歳出それぞれ4億4,164万



2,000円となっており、前年度当初予算比8,821万5,000円の減となっております。

議案第8号は、平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

一般会計から2,689万8,000円繰り入れまして、歳入歳出それぞれ4,489万1,000円となっており、前年度当初予算比716万1,000円の増となっております。

議案第9号は、平成19年度周防大島町渡船事業特別会計予算についてであります。

一般会計から572万1,000円繰り入れまして、歳入歳出それぞれ7,734万円となっており、前年度当初予算比763万5,000円の減となっております。

議案第10号は、平成19年度周防大島町公営企業局企業会計予算についてであります。

それぞれ各施設の業務の予定量を見込み、収益的収入予算については総額を42億3,192万6,000円、支出は総額を42億2,500万3,000円とし、資本的収入予算については総額を14億4,070万円、支出は総額を24億2,255万円とするものでございます。

議案第11号から議案第22号までは、平成18年度の各会計に係る補正予算に関するものでございます。いずれも財源の確定見込みや、事業の最終見込みによりまして、所用の補正を行うものでございます。

議案第11号は、平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億9,331万6,000円を減額をし、歳入歳出の総額をそれぞれ159億1,130万5,000円とするものでございます。

議案第12号は、平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億2,577万3,000円を減額をし、歳入歳出の総額をそれぞれ33億9,043万5,000円とするものであります。

議案第13号は、平成18年度周防大島町老人保険事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,800万円を減額をし、歳入歳出の総額をそれぞれ50億5,673万9,000円とするものでございます。

議案第14号は、平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,432万1,000円を減額をし、歳入歳出の総額をそれぞれ27億8,139万9,000円とするものであります。

議案第15号は、平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ39万6,000円を減額をし、歳入歳出

の総額をそれぞれ2,653万9,000円とするものでございます。

議案第16号は、平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ936万3,000円を減額をし、歳入歳出の総額をそれぞれ10億9,072万1,000円とするものでございます。

議案第17号は、平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ290万4,000円を減額をし、歳入歳出の総額をそれぞれ4億8,314万8,000円とするものでございます。

議案第18号は、平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,441万2,000円を減額をし、歳入歳出の総額をそれぞれ5億1,079万8,000円とするものでございます。

議案第19号は、平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ337万6,000円を減額をし、歳入歳出の総額をそれぞれ4,537万4,000円とするものでございます。

議案第20号は、平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ125万6,000円を減額をし、歳入歳出の総額をそれぞれ8,453万円とするものでございます。

議案第21号は、平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ21万7,000円を減額をし、歳入歳出の総額をそれぞれ962万1,000円とするものでございます。

議案第22号は、平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)についてでございます。

各施設の1月までの実績と今後の業務見込みによりまして補正をするもので、収益的収入予算については既決予定額に2,853万5,000円を増額をし、総額を41億4,220万9,000円、支出につきましては1,198万8,000円増額をし、総額を41億4,070万7,000円とし、資本的収入予算については既決予定額から14億84万円を減額をし、総額を85億8,270万円、支出については10億1,381万9,000円を減額をし、総額を

100億2,940万3,000円とするものでございます。

議案第23号は、周防大島町副町長定数条例の制定についてであります。

地方自治法の一部改正に基づきまして現在の助役制度の見直しを行い、副町長を置き、定数を定めるため条例を制定しようとするものでございます。

議案第24号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部改正に基づきまして本町の関係条例を整備するため、所要の改正を行い条例を制定しようとするものでございます。

議案第25号は、周防大島町星野哲郎記念館の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

昨年から工事を行っております星野哲郎記念館が、今年7月にオープンの予定であります。つきましては、この記念館の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものでございます。

議案第26号は、周防大島町交通災害共済条例及び周防大島町訪問看護ステーションの設置及び管理運営に関する条例の廃止についてであります。

交通災害共済については、その業務のほとんどを山口県市町総合事務組合が共同処理することになりまして、訪問看護ステーションおおしまの業務については健康福祉部から公営企業局へ移行させることから、それぞれの条例を廃止するものであります。これによりまして、特別会計条例も一部改正することとなります。

議案第27号は、周防大島町総合支所及び出張所設置条例の一部改正についてであります。

議案第25号と関連をいたしますが、東和総合支所も7月には新しい建物で業務が開始をされることとなります。つきましては、総合支所及び出張所設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第28号は、周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてであります。

人事院規則の改正を受けまして、国家公務員は昨年7月から1日当たり30分の有給休息時間を廃止をしております。本町もこれに準じまして、職員の休息時間を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第29号は、周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

現在、防長交通株式会社へ運行委託をしております白木半島線を、町営の有償運送へ変更するに当たりまして、地域公共交通会議を開催をして同意を得る必要があります。同会議を設置をし、委員へ報酬及び費用弁償を支給することから、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第30号は、周防大島町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。

昨年度と同様、町財政は厳しい状況にあるため、この4月から平成20年3月までの1年間、他の特別職の理解もいただきましたので、町長の給料月額を10%、その他の特別職は5%削減する条例を提出するものであります。

議案第31号は、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

18年の人事院勧告を受けまして、職員の扶養手当の改正を行うとともに、住居手当についても国に準拠する改正等を行うものであり、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第32号は、周防大島町B&G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてであります。

B&G海洋センター施設の一つである三蒲にあるプールは、現在改修中ではありますが、施設完成後の使用料金の見直しをするため、条例の一部改正を行うものであります。

議案第33号は、周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてであります。

町内の各所に生きがい活動支援通所施設を設置をしておりますが、この施設の利用料について、介護保険制度におけるデイサービスの負担割合に準じて見直しをするため、条例の一部を改正を行うものでございます。

議案第34号は、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例の一部改正についてでございます。

本町には2つの高齢者生活福祉センターが設置をされております。その運営については国の基準がありましたが、昨年度から一般財源化され、町独自の基準を設定できることになりました。については、利用者から所得応分の負担をいただくため、居住部門の利用料金の見直しを行いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第35号は、周防大島町営久賀駐車場条例の一部改正についてであります。

久賀駐車場のうち辻屋駐車場については、管理・借地料が使用料を上回り、今後も収支改善が見込まれない状況にあります。このたび利用者及び地権者の了解が得られましたので、同駐車場を廃止するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第36号は、周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

本町には、健康福祉部と公営企業局が運営をする訪問看護ステーションがあります。そのうちの訪問看護ステーションおおしまについては、効率的なサービスの提供を行うため健康福祉部から公営企業局へ移行させることとし、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第37号は、柳井地区広域事務組合規約の変更についてであります。

地方自治法の一部改正によりまして、組合規約について所要の改正を行うものでございます。

議案第38号は、柳井地区広域消防組合規約の変更についてであります。

地方自治法の一部改正によりまして、組合規約について所要の改正を行うものでございます。

議案第 39 号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。

同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更をしようとするものであり、議会の議決をお願いをするものでございます。

議案第 40 号は、周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてであります。

本計画の事業内容に新たな事業を追加をいたしまして、計画変更をするものでございます。

議案第 41 号から議案第 47 号までは、指定管理者の指定についてであります。

本町の一部の公の施設について、指定管理者を指定して運用を行うものでありますが、これらの施設は、現在管理をしている団体等を指定管理者に指定するものであります。

議案第 41 号は、油宇集会施設の指定管理者の指定について。

議案第 42 号は、小泊集会施設の指定管理者の指定について。

議案第 43 号は、周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について。

議案第 44 号は、周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について。

議案第 45 号は、周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について。

議案第 46 号は、周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について。

議案第 47 号は、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定についてであります。

議案第 48 号は、平成 18 年度白木地区広域漁港整備工事第 2 工区の請負契約の締結についてであります。

指名競争入札の結果、周防大島町外入の白木産業株式会社が落札をしましたので、この業者と工事請負契約を締結するために議会の議決をお願いするものでございます。

議案第 49 号は、周防大島町防災行政無線施設整備工事の請負契約の締結についてであります。

本町初の条件付一般競争入札を行った結果、広島市西区のパナソニック S S エンジニアリング株式会社中国 P S S E 社が落札をしましたので、この業者と工事請負契約を締結するために議会の議決をお願いするものでございます。

この際、御報告がありますので申し上げますが、以前議案第 24 号で御提案をしております地方自治法の一部改正に基づく収入役制度の廃止に伴いまして、収入役の吉村正晴君から、任期途中ではありますが、来る 3 月 31 日をもって辞任をしたい旨の申し出がありました。一部改正に伴う経過措置といたしまして、同法の附則に、「現収入役はその任期中に限り、従前の例により在職するものとする」と規定をされておりますが、同君の辞任の意志はかたいものがあります。

私といたしましては、その意志を尊重することといたしました。同君は、合併後の周防大島町初の収入役に就任され、以来2年4カ月にわたりまして厳しい地方財政状況の中で熱心かつ積極的に町政発展のために御尽力をいただきました。ここに、吉村収入役の在任中の御労苦に対し、感謝を申し上げ、深く敬意をあらわすものでございます。大変ありがたく、厚くお礼を申し上げます。

次に、武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律、通称国民保護法の第35条に「市町村長は都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成をしなければならない」と規定をされておりますが、この作成に当たりまして、昨年8月から周防大島町国民保護協議会や同幹事会を開催をいたしまして、県との事前協議、あるいはまた本協議を経まして、今年1月に県の承認を受けたところでございます。本日お手元に周防大島町国民保護計画をお届けをしておりますので、御高覧のほどお願いをいたします。

次に、かねてより建設中でありました大島斎場がこのたび完成をいたしました。これもひとえに地域の皆様、議会を初め関係各位の御理解と御協力のたまものであります。深く感謝の意を申し上げます次第でございます。

特に新斎場は、近年の生活環境の変化に伴いまして、住民生活に欠かせない施設の一つとして、多くの住民の皆様からその建設が待ち望まれた施設であります。大島斎場は、豊かな自然環境のもとで静かで明るく清潔な雰囲気の中で通夜、火葬、葬儀などすべてが行えるように整備をいたしました。また、環境の保全、周辺環境との調和にも十分配慮した施設でございます。

本施設の管理運営に当たりましては、公共施設として万全を期してまいりますので、議員各位におかれましては今後ともなお一層の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、供用開始は4月1日の予定にしております。

最後に、昨年完成をいたしました、既に供用開始をしております沖浦西・和田農業集落排水処理施設につきましては、3月16日に合同の通水式を予定をしております。この両施設の完成によりまして、町内における下水道普及率は29.4%となり、今後とも財政状況をにらみながら環境整備を進めていきたいと思っております。

今後ともなお一層の御理解を賜りたいとお願いを申し上げます。

なお、公営企業局の関係につきまして1点ほど報告をいたしますが、これからの病院運営等に御助言をいただく意味からいたしまして、前の山口大学の第1内科教授で同大学の付属病院長でもありました沖田極先生に顧問として御就任をいただきましたことを御報告をしておきます。

以上のとおり、概要につきまして、大変説明をいたしました。詳しくは関係の都度私なり関係参与が御説明を申し上げます。何とぞ慎重な御審議の上御議決を賜りますようよろしくお願いをいたしたいと思っております。大変、かぜのためお聞き苦しいところが多々あったと思っておりますが、お

許しをいただきたいと。申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） どうもお疲れでございました。

暫時休憩をいたします。12分間休憩します。55分まで。（発言する者あり）55分。

午前10時44分休憩

.....  
午前10時55分再開

〔全員協議会〕

議長（新山 玄雄君） 時間がちょうどよろしゅうございますので、1時から本会議を再開いたします。御苦労様でした。

午前11時58分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

.....  
日程第5．議会運営委員会補欠委員の選任について

議長（新山 玄雄君） 日程第5、議会運営委員会補欠委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会は、各常任委員会から3名の委員の選出で構成されています。去る2月2日付で委員1名が欠員しました。欠員した委員は建設環境常任委員会から選出された委員であります。したがって、建設環境常任委員会から補欠委員1名を選出したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、建設環境常任委員会から1名の補欠委員の選出を願います。

暫時休憩します。

午後1時02分休憩

.....  
午後1時04分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。議会委員会補欠委員に田村三郎議員の選出通知がありましたので報告します。

田村議員、どうぞよろしくお願ひいたします。

議員（9番 田村 三郎君） 時間がないようですから。

議長（新山 玄雄君） はい。（テープ中断）

議員（9番 田村 三郎君） 黒田さんのかわりということでひとつ委員長、よろしくお願ひします。

議長（新山 玄雄君） はい、どうも。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に進みます。

日程第6．報告第1号

日程第7．報告第2号

日程第8．報告第3号

日程第9．報告第4号

議長（新山 玄雄君） 日程第1、報告第1号から日程第9、報告第4号までの専決処分の報告について一括して執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、報告第1号から4号まで、一括して御報告を申し上げます。

報告第1号であります。平成18年度港整備交付金日良居漁港浮棧橋設置工事につきましては、附帯工事といたしまして、防舷材の追加設置及び陸側の車止めの設置並びに照明灯配線埋設に伴います配管の布設を追加したため、現契約に259万3,500円を増額いたしました。8,657万2,500円とする請負変更契約を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき指定されました専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

報告第2号でございます。平成18年度の小松屋代簡易水道配水管新設工事につきましては、昨年の9月からことし2月末日までの工期で工事を行いました。この工事の最終地点の配水管布設工事におきまして、山間地のため立木の根が多く、人力による床掘りができないため、露出管に変更いたしました。あわせて交通量の多い国道部に仮舗装等を施工いたしました。現地精査によりまして、舗装工の変更を行い、契約額7,381万5,000円に495万6,000円を増額いたしました7,877万1,000円とする請負変更契約をしたものでございます。

続きまして、報告第3号でございます。大島斎場建設建築工事は、背後地からの崩土があり、のり面復旧を実施いたしました。また、バトンの2本の取り付け、ブラインドの取り付け、キャスターゲート1カ所等を追加実施いたしました。現契約1億8,397万6,800円に368万4,450円を増額いたしました1億8,766万1,250円とする請負変更契約。

続きまして、報告第4号大島斎場建設機械設備工事につきましては、浄化槽の床掘りにおきまして、屋板が打ち込めないため、H構の工法にて実施をいたしました。また、ボーリングによります給水計画でありましたけれども、水道工事の施工に伴いまして、水道の引き込み工事及びブースターポンプを設置いたしました。現契約約6,090万円に195万9,000円を増額い



たしました6,285万900円とする請負変更契約でございます。いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、指定をされました専決処分により専決処分を行ったものでございます。

以上、4件の報告でございます。

議長（新山 玄雄君） 以上で執行部の報告を終了します。

#### 日程第10・議案第11号

議長（新山 玄雄君） 日程第10、議案第11号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 議案第11号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の1ページでございますが、今回の補正は既定の歳入歳出予算から2億9,331万6,000円を減額いたしまして、予算の総額を159億1,130万5,000円とするものであります。

第2条では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費について、第2表のとおりその限度額を定めるものであります。また、第3条によりまして、第3表のとおり地方債の変更を行うものであります。

それでは、補正予算事項別明細書によりまして、歳入歳出補正の概要を御説明いたしますが、今回の補正予算は一般会計、特別会計を合わせ、人事異動及び中途退職等に伴う人件費の調整と事務事業の確定見込みによる調整が主なものであります。

11ページをお開き願います。まず、歳入についてであります。9款地方税2,133万6,000円は、今年度の交付決定に当たりまして、一定の調整率を乗じて普通交付税が交付されていたわけでございますが、国の補正予算によりまして、この減額分が復活いたしましたので、相当分を計上したものであります。

11款の分担金及び負担金2項負担金のうち、児童福祉費負担金は、公立、私立ともに保育所入所者の減に伴う減額調整であります。

12ページになります。12款の使用料及び手数料1項の使用料は、5目商工使用料において3,642万8,000円の減額であります。その主な要因は、竜崎温泉において平成17年度末における回数券の駆け込み需要によるものと考えられます。また、土木使用料につきましては、徴収努力により公営住宅使用料の滞納繰越分210万円の追加補正であります。2項の手数料は、廃家電収集手数料の減が主なものであります。

13ページの13款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金におきまして、障害者自立支援法の本格施行に伴い、障害福祉費負担金の歳入項目が大きく変更になりましたので、これを調整するとともに、災害復旧費国庫負担金の確定に伴う減額補正であります。

14ページであります。2項の国庫補助金は、各事業の確定見込みに伴う補助金の調整であります。循環型社会形成推進交付金2億1,026万5,000円の追加が主なものであります。

15ページの14款県支出金1項県負担金は、国庫負担金と同様に障害福祉費負担金の調整が主なものであります。

次に、16ページであります。2項の県補助金につきましても、各事業の確定見込みに伴う調整により広域市町村合併支援特別交付金、団体営ため池等整備事業補助金、里地棚田保全整備事業補助金の減額、多子世帯保育料等軽減事業補助金、一時保育サービス事業補助金、広域水道出資債元利補給金の増が主なものであります。

18ページであります。15款の財産収入は金利上昇に伴う各基金利子の調整であります。

19ページの17款1項基金繰入金は、財政調整基金の取り崩しを6,282万2,000円減額しての財源調整であります。2項の他会計繰入金は、議案第26号でお諮りいたしますが、交通災害共済事業は平成19年度から山口県市町総合事務組合で行うこととなりましたので、平成18年度をもって交通災害共済事業特別会計を廃止することとなります。特別会計の廃止に当たりましては、その歳入歳出を差し引きゼロにして決算する必要があります。したがって、交通災害共済事業特別会計につきましては、黒字が見込まれますので、これを一般会計に繰り出してゼロ決算といたしますので、一般会計において繰入金として歳入を計上するものであります。

20ページになります。19款の諸収入につきましても最終の調整であります。新市町村振興宝くじ交付金を377万3,000円追加し、ごみ収集袋代、竜崎温泉の土産品売りさばき代、タオル等売り上げ代などを減額するものであります。

21ページの20款町債につきましては、各事業の確定見込みに伴って、その財源として、充当予定の各町債を調整するとともに、一般公共事業債について財源調整分として1,530万円が認められましたので、これを補正するものであります。

23ページから歳出になります。歳出につきましても事務事業の確定見込みによる調整が主なものであります。

まず、1款の議会費につきましては、職員人件費、議員報酬及び議会広報印刷経費、議事録作成委託料等の減額調整であります。

2ページであります。2款の総務費1項総務管理費のうち1目一般管理費は、職員人件費の調整により1億2,009万9,000円の減額を行っております。また、東和庁舎等建設事業費につきましては、委託料の設計業務から工事管理業務への振替と入札減により、工事請負費を

3,280万円減額するものであります。庁舎建設調査事業費では、庁舎建設基本調査業務の確定による減額補正であります。

26ページでございます。2目の文書広報費は、防災行政無線整備事業におきまして、実施設計、施工管理業務の入札減に伴い減額補正をするものであります。

27ページの5目財産管理費の基金管理経費におきましては、財政調整基金への積立金及び各基金への利子の積み立てを計上いたしました。

28ページの6目企画費、7目支所及び出張所費、30ページの9目地域振興費、10目交通安全対策費につきましても最終調整であります。

31ページの2項徴税费、3項戸籍住民基本台帳費は人件費の調整であります。

32ページの5項統計調査費、6項監査委員費も最終の調整であります。

33ページからは、3款民生費であります。34ページをお開き願います。2目の障害福祉費は3,256万2,000円の減額補正であります。障害者自立支援事業におきまして、障害者自立支援法の本格施行により、その給付について国保連合会との連携を図る必要が生じたので、そのシステム導入委託料239万6,000円を新たに計上いたしました。また、障害者自立支援に係る各給付を合わせて3,390万2,000円減額しておりますが、当初予算編成時には、自立支援法における1割の自己負担の方針が未定であったため全額計上を行っていたしましたので、この1割負担分を減額するものであります。

36ページの3目老人福祉費につきましては、老人福祉一般経費におきまして寝たきり老人等紙おむつ助成事業、介護予防地域支え合い事業におきまして食の自立支援事業、生きがい活動支援通所事業、緊急通報システム使用料は、いずれも利用者の減によ減額補正であります。また、17年度の過年度精算金1,182万2,000円の追加計上の結果、436万2,000円の減額となっております。5目の介護保険対策費は374万3,000円の追加計上であります。職員人件費の調整と後期高齢者医療制度導入によりまして介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせて年金から天引きすることとなりますので、このための介護保険システムの改修経費の追加計上であります。

38ページからの2項児童福祉費につきましても、それぞれの人件費の調整と事務事業の確定見込みによる調整であります。39ページの延長保育促進事業補助金は、一つの保育園において未実施となったことによるものであります。

40ページでございます。児童手当事業は、平成18年度において支給対象が小学校6年生まで拡大をされましたが、当初予算におきまして、全児童を対象という見込み計上しておりましたけれども、公務員につきましては事業所において支給をするということでございますので、これに係るものを減額するものであります。

4 2 ページの私立保育所運営委託料 1 2 9 万 5 , 0 0 0 円の増額は、主任保育士設置加算等によるものであります。

4 款の衛生費 1 項保健衛生費につきましても同様に事務事業の確定見込みによる調整が主なものであります。4 4 ページの難病対策事業におきまして、日常生活用具給付の申請がありましたので 4 1 万 8 , 0 0 0 円を新規計上をしております。2 目の予防費の老人保健事業におきましては、基本健診の受診者が当初見込みによりふえたことに伴い 2 2 9 万 4 , 0 0 0 円を追加するものであります。

4 5 ページ、4 6 ページの 3 目環境衛生総務費、4 目火葬場費も事業確定見込みによりまして減額補正であります。

4 7 ページからの 2 項清掃費につきましても、人件費の調整とじんかい処理経費のごみ袋購入に係る入札減によりまして 4 4 3 万 1 , 0 0 0 円の減額補正であります。

5 0 ページになります。5 款の農林水産業費であります。1 項の農業費は事業確定見込みによりまして、団体営ため池整備事業の工事請負費、県営農業基盤整備事業の中山間総合整備事業負担金、里地棚田保全整備事業の工事請負費などの減額するものであります。

5 3 ページの 3 項水産業費につきましても、同じく人件費と事業確定見込みによる調整が主なものでありまして、8 5 2 万 9 , 0 0 0 円の減額となっております。

5 5 ページからの 6 款商工費におきましても、事業確定見込みによる調整であります。中小企業勤労者小口資金貸付金の 1 9 2 万 9 , 0 0 0 円の減額、生活交通路線維持負担金は 3 2 0 万 7 , 0 0 0 円の増額。また、廃止バス路線代替運行補助金につきましては 2 1 0 万 4 , 0 0 0 円の減額であります。

5 6 ページ、ウィンドパークの管理運営経費は 6 7 万 9 , 0 0 0 円、竜崎温泉管理運営経費は 8 3 0 万 4 , 0 0 0 円の減額補正であります。

次に、5 7 ページの 3 目観光費のうち、観光一般経費におきまして修繕費及び備品購入費を追加計上しておりますが、4 月からの公募による指定管理者制度への移行に当たり、なぎさ水族館を初め、各施設の修繕及び備品の整備を行うものであります。

5 8 ページからは 7 款土木費になります。原石山管理事業、道路新設改良事業、河川整備事業の工事請負費、道路、河川、港湾に係るそれぞれの県事業負担金の調整が主なものでありまして、総額で 9 , 8 4 0 万 2 , 0 0 0 円の減額補正であります。

ページが飛びますけれども、6 3 ページからの 8 款消防費であります。この消防費におきましては、消防ホースの規格統一に係ります備品購入費及び洪水、高潮ハザードマップ整備の入札減等の調整によりまして 4 3 2 万 4 , 0 0 0 円の減額であります。

6 4 ページでございますが、9 款の教育費におきましては、小学校費及び中学校費で修繕費、

工事請負費、備品購入費等を増額しております。各学校における施設等を改修するための補正であります。

69ページからの4項社会教育費、あるいは72ページからの5項保健体育費につきましても人件費と事業確定見込みによります調整を行っております。

76ページからは、10款災害復旧費の補正であります。これも入札減等によります減額補正であります。

12款の諸支出金につきましては、特別会計の補正予算に対応した各特別会計への繰り出し金の調整で、838万7,000円の増額となっております。

それでは、お手元資料の7ページに返っていただきたいと思います。繰越明許費について御説明をいたします。いずれの事業におきましても、年度内の完成が困難であり、関係機関と協議の結果、翌年度に繰り越して実施することとなりましたので、その限度額を第2表のとおり定めるものでございます。

以上が、議案第11号平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)の概要でございます。慎重御審議いただきまして、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げまして、補足説明を終わります。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりました。

お諮りします。本案件については、会期中の次の本会議において審議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案件については、会期中の次の本会議において審議することに決定しました。

日程第11．議案第12号

日程第12．議案第13号

日程第13．議案第14号

日程第14．議案第15号

日程第15．議案第16号

日程第16．議案第17号

日程第17．議案第18号

日程第18．議案第19号

日程第19．議案第20号

日程第20．議案第21号

議長（新山 玄雄君） 日程第 11、議案第 12 号平成 18 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）から日程第 20、議案第 21 号平成 18 年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算（第 2 号）までの 10 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） それでは、議案第 12 号平成 18 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、補足説明を行います。

79 ページをお願いいたします。本文で、既定の歳入歳出予算の総額から 2 億 2,577 万 3,000 円を減額し、総額を 33 億 9,043 万 5,000 円とするものであります。

それでは、事項別明細書で説明いたします。85 ページをお願いいたします。歳入であります。3 款の国庫支出金では、9,100 万 7,000 円を減額いたします。これは 1 項の国庫負担金 1 目療養給付費負担金は変更申請により 5,870 万 9,000 円の減額、2 目の高額医療費共同事業負担金は決定により 6 万 4 千 300 円の減額、2 項の国庫補助金 1 目の財政調整交付金は、推計によりまして 3,165 万 5,000 円減額いたします。4 款の療養給付費等交付金は推計によりまして 1,000 万円増額いたします。

86 ページになります。5 款の県支出金では、高額医療費共同事業負担金の決定により 6 万 4 千 300 円を減額いたします。6 款の共同事業交付金では、推計により高額医療費共同事業交付金を 16 万 3,000 円、保険財政共同安定化事業交付金を 1 億 4,299 万 8,000 円減額いたします。7 款の財産収入は省略いたします。

87 ページをお願いいたします。8 款の繰入金では、一般会計からの繰り入れて、職員給与費等繰入金を 108 万円減額いたします。

それでは、89 ページをお願いします。歳出であります。1 款の総務費は職員人件費として 108 万円減額いたします。2 款の保険給付費では、3,956 万 7,000 円を減額いたします。これは 12 月までの医療費から推計いたしまして、保険給付費を歳出したもので、一般被保険者療養給付費を 5,158 万 8,000 円減額、退職被保険者等療養給付費を 1,202 万 1,000 円増額いたします。

90 ページをお願いします。2 目高額療養費 3 款老人保健拠出金、91 ページになります 4 款介護納付金は財源組み替えであります。5 款の共同事業拠出金は確定により高額医療費拠出金を 257 万 2,000 円、保険財政共同安定化事業拠出金を 1 億 8,765 万 6,000 円減額いたします。6 款の保健事業費は、しまとびあスカイセンターの職員人件費及び事業見込みにより 309 万 2,000 円を減額いたします。

93 ページをお願いいたします。9 款の繰り出し金では、公営企業局企業会計への繰り出し金として 1,236 万 2,000 円を増額いたします。10 款の予備費は、428 万 6,000 円を

減額し、財源調整を行っております。

以上が、平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の補足説明であります。

続きまして、予算書95ページをお願いいたします。議案第13号平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、補足説明を行います。

本文で、既定の歳入歳出予算の総額から1,800万円を減額し、総額を50億5,673万9,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書101ページをお願いいたします。歳入であります。1款の支払い基金交付金では、老人医療給付費に対する社会保険診療報酬支払い基金からの交付金で936万円を減額いたします。2款の国庫支出金では、医療費負担金576万円を減額いたします。3款の県支出金では、医療費県負担金144万円を減額いたします。4款の繰入金では、町の負担分としての144万円を一般会計からの繰り入れを減額をいたします。

次に、102ページをお願いいたします。歳出であります。1款の医療諸費では、老人医療に対する医療給付費であり、これまでの医療費の伸び等を考慮し、補装具や柔道整復等の医療費支給費で1,800万円を減額いたします。

以上で、平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明を終わります。

続きまして、103ページをお願いいたします。議案第14号平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、12月までのサービス利用実績から推計しました年間の保険給付費の減額が主なものであります。

それでは本文で、既定の歳入歳出予算の総額から1,432万1,000円を減額し、総額を27億8,139万9,000円とするものであります。

事項別明細書109ページをお願いいたします。歳入であります。1款の保険料では618万3,000円を増額いたします。調定額によりまして現年度分特別徴収保険料を474万3,000円、現年度分普通徴収保険料を124万円、滞納繰越分保険料を20万円増額いたします。3款の国庫支出金1項の国庫負担金では、7,841万8,000円を減額いたします。介護給付費の推計による居宅分20%、施設分15%の介護給付費負担金であります。2項の国庫補助金では、1,063万8,000円を増額いたします。調整交付金と地域支援事業の実績見込みによるものであります。

次、110ページをお願いします。4款の支払い基金交付金では、社会保険診療報酬支払い基金からの交付見込みにより2,312万9,000円を減額いたします。5款の県支出金1項の県

負担金では6,950万3,000円を増額いたします。介護給付費の推計による居宅分12.5%、施設分17.5%の介護給付費負担金であります。2項の県補助金では107万1,000円を増額いたします。地域支援事業の実績見込みによるものであります。

次に、111ページをお願いいたします。7款の繰入金では、93万1,000円を増額いたします。1項の他会計繰入金では介護給付費繰入金で250万5,000円の減額、地域支援事業繰入金で107万1,000円、職員人件費などのその他一般会計繰入金で236万5,000円を増額いたします。2項の基金繰入金では、給付費の見込みにより、介護給付費準備基金繰入金を129万2,000円減額いたします。

それでは、113ページをお願いいたします。歳出であります。1款の総務費1項の総務管理費では、職員人件費等で271万1,000円を増額いたします。

114ページになります。2項の徴収費では4万6,000円を増額、3項の介護認定審査会費では、介護認定審査会開催日数や主治医意見書作成件数などの減少などで226万4,000円を減額いたします。

115ページになります。2款の保険給付費1項のサービス諸費では、2,500万円を減額いたします。サービス給付費の減額が見込まれますので、介護サービス等給付費で2,000万円、介護予防サービス等給付費で500万円の減額であります。

116ページをお願いします。3項の高額サービス費では、見込みにより420万円を増額いたします。4項の特定入所者サービス費も見込みにより85万円増額いたします。

次に、117ページをお願いいたします。5款の地域支援事業は511万7,000円を増額いたします。1項の介護予防事業は利用者の減により420万5,000円の減額、2項の包括支援事業任意事業は職員人件費や事業実績見込みにより932万2,000円の増額であります。

以上が、平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明であります。

続きまして、121ページをお願いいたします。議案第15号平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を行います。

本文で、既定の歳入歳出予算の総額から39万6,000円を減額し、総額を2,653万9,000円とするものであります。

それでは、127ページをお願いいたします。歳入であります。1款の療養給付費交付金では、実績見込みにより、医療保険分の訪問看護療養費交付金で69万1,000円の増額、介護保険分の介護保険給付費で181万2,000円を減額、居宅介護支援事業費は休止中のため175万8,000円を減額いたします。2款の分担金及び負担金は実績見込みにより7万9,000円を減額いたします。3款の繰入金は、一般会計繰入金を255万1,000円を増額



し、財源調整を行っております。

129ページをお願いいたします。歳出であります。1款の訪問看護事業費1目の訪問看護事業費は、職員人件費を15万5,000円減額、2目の居宅介護支援事業費は4月から居宅介護支援事業を休止しておりますので24万1,000円を減額いたします。

以上で、平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明を終わります。

議長(新山 玄雄君) 続いて、村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) それでは、私からは、議案第16号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)から議案第19号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)までの環境生活部所管の4議案につきまして、補足説明を行わせていただきます。

まず、議案第16号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

補正予算書の131ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算から936万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億9,072万1,000円とするともに、第2条におきまして、135ページの第2表のとおり地方債の補正を行うものであります。その概要につきまして事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入についてでございますが、139ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金では、新規加入者の当初見込みと決算見込みとの差額分122万2,000円の減額でございます。2款使用料及び手数料1項給水使用料は滞納繰越分を55万6,000円追加計上いたしました。

140ページをお願いします。3款繰入金において一般会計からの繰入金を181万6,000円追加し、財源調整を行っております。6款町債では、簡易水道事業債を530万円、過疎対策事業債を520万円減額するものでございます。

歳出については141ページをお願いいたします。1款簡易水道費1項事務費1目総務費は職員人件費の調整により248万7,000円の追加でございます。

142ページの2項事業費1目維持管理費は水道施設の乾湿点検箇所を見直したことにより135万円の減額補正となっております。2目設備費は小松屋代簡易水道配水管新設工事の入札減により1,050万円の減額補正でございます。

以上が、議案第16号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についての概要でございます。

次に、議案第17号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について

補足説明を行います。

143ページをお願いいたします。第1条により、既定の歳入歳出予算から290万4,000円を減額し、予算の総額を4億8,314万8,000円とするものでございます。また、第2条により、地方自治法213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を第2表のとおり第3条により、また地方債の補正を第3表のとおり定めておるところでございます。

それでは、事項別明細書により歳入歳出補正の主なものについて説明させていただきます。

151ページをお願いいたします。1款分担金負担金は前納納付の減により225万9,000円の減額でございます。2款使用料及び手数料においては事業の進捗とともに、順次各地域において接続者がふえたことによること。また、その中に大口利用者が2件あったことにより増額補正をしたところでございます。

152ページをお願いいたします。繰入金では、一般会計からの繰入金を260万7,000円減額しております。6款町債は下水道事業債、過疎対策事業債をそれぞれ40万円減額しております。

153ページからの歳出におきましては、1款公共下水費1項事務費1目総務管理費は人件費の減額が主なものでございます。

154ページの2項事業費1目維持管理費は報償費等の最終調整と消費税の中間納税分を追加しております。2目安下庄地区公共下水道事業は、節の組み替えによる事業調整でございます。

以上が、議案第17号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の概要でございます。

次に、議案第18号平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について補足説明を行います。

157ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算から2,441万2,000円減額し、予算の総額を5億1,079万8,000円とするとともに、第2条により繰越明許費、第3条において地方債の補正を定めるものでございます。

それでは、165ページをお願いいたします。歳入の1款分担金及び負担金、2款使用料及び手数料は歳入最終見込みによる調整でございます。

166ページ、4款繰入金は、一般会計からの繰入金を626万円減額いたしております。5款諸収入は、消費税還付金100万円の追加でございます。6款町債におきまして、下水道事業債970万円、過疎対策事業債970万円の減額でございます。

167ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款農業集落排水費1項総務管理費は人件費の調整でございます。2項事業費1目維持管理費は、最終調整により9万6,000円の減額となったところでございます。

168ページの2目農業集落排水事業費は沖浦西、東、津海木、秋のそれぞれの地区において、事業確定に伴う減額調整でございます。

以上が、議案第18号平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

続いて、議案第19号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明を行います。

171ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額から337万6,000円減額し、予算の総額を4,537万4,000円とするものでございます。また、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要についてでございますが、179ページをお願いいたします。まず歳入では、2款使用料及び手数料は最終見込みにより、漁業集落排水使用料を24万4,000円増額しております。3款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を92万円減額しての調整でございます。5款町債は、下水道事業債140万円、過疎対策事業債を130万円減額しております。

続きまして、歳出でございますが、180ページの1款漁業集落排水費1項事業費1目維持管理費におきまして旅費等の減額調整、2目漁業集落排水事業費におきまして、マンホールポンプ取りかえ工事の入札減による326万5,000円の減額補正でございます。

以上が、議案第19号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御議決くださいますようお願いを申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 次、村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 続きまして、議案第20号平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の181ページをお開き願います。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算から125万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,453万円とするとともに、第2条におきまして、185ページの第2表のとおり地方債の補正を行うものであります。

それでは、その概要につきまして事項別明細で御説明をさせていただきます。

まず、189ページをお開き願います。3款の県支出金は事業確定に伴う補助金53万円の減額であります。また、4款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を52万6,000円減額しております。7款の町債では辺地対策事業債を20万円減額するものであります。

191ページをお願いいたします。歳出であります。1款の事業費1項事務費及び2項事業費において、それぞれ人件費の調整を行うとともに、192ページの浮島航路運行経費におきまして、待合所新設工事の入札減に伴いまして、工事請負費を減額するものであります。

以上が、議案第20号平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

次に、議案第21号平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

195ページをお開き願います。第1条によりまして、既定の歳入歳出予算から21万7,000円を減額し、予算の総額を962万1,000円とするものであります。事項別明細書におきまして、歳入歳出の主なものにつきまして御説明させていただきます。

201ページをお願いいたします。1款の共済会費収入は会員加入見込みによりまして22万3,000円の減額であります。4款諸収入は共済会員台帳印刷経費助成6,000円の増額補正であります。

203ページからの歳出では、1款の交通災害共済事業費2款再共済掛金は生産見込みによる減額補正であります。3款の予備費につきましては、一般会計補正予算でも御説明いたしましたとおり、平成18年度をもちまして本会計を廃止することに伴い、収支ゼロ決算とする必要がございますので、予備費も全額減額といたしまして、204ページのとおり一般会計への繰り出し金へ組み替えるものであります。

以上が、議案第21号平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。何とぞ慎重審議をいただきまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。議案第12号から議案第21号までの10議案を会期中の次の本会議において審議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号から議案第21号までの10議案を、会期中の次の会議において審議することに決定しました。

もう22号までいきます。

#### 日程第21．議案第22号

議長（新山 玄雄君） 日程第21、議案第22号平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第22号平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成18年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思  
います。第2条の業務量、第3条の収益的収入及び支出につきましては、12月末までの実績に  
基づきまして算出しております。

次に、4ページをお願いいたします。第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入につ  
きましては、支出金を医療機器整備の財源として補助金が確定いたしましたので増額してありま  
す。支出につきましては、入札減や大島病院移転新築の継続事業化に伴いまして減額してありま  
す。

次に、5ページをお願いいたします。第5条の継続費、第6条の企業債につきましては、第  
4条で御説明申し上げましたが、入札減等の支出額確定に基づきまして補正しております。第  
7条でございますが、議会の議決を得なければ流用することのできない経費であります給与費、  
公債費の補正額であります。給与費は、職員退職に伴いまして減額となり、公債費は、案分率に  
伴います変更で、金額の増減はございません。

次に、6ページをお願いいたします。第8条の他会計からの補助金でございますが、交付税額  
の確定に伴いまして補正しております。第9条の棚卸資産購入限度額につきましても、業務量と  
同様に12月実績に基づきまして算出しております。附属資料といたしまして、7ページ以降に  
補正予算に関する説明書を添付してございます。なお、当年度純利益は24ページの平成18年  
度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり、3,647万4,000円の赤字を見込ん  
でおります。

以上が、平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)の内容でございます。  
どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わら  
せていただきます。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりました。

お諮りします。本案件については、会期中の次の本会議において審議したいと思います。こ  
れに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案件については、会期中の次の本会  
議において審議することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。2時10分まで休憩いたします。13分間。

午後1時57分休憩

.....  
午後2時10分再開

議長(新山 玄雄君) おそろいのようにございます。それでは、再開をいたします。

日程第 2 2 . 議案第 2 3 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 2、議案第 2 3 号周防大島町副町長定数条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、議案第 2 3 号周防大島町副町長定数条例の制定について、補足説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律が平成 1 8 年の 6 月 7 日に法律第 5 3 号として公布をされました。市町村の助役にかえまして、市町村に副市長村長を置くこととされました。また、改正法の第 1 6 1 条第 2 項で副市町村長の定数は条例で定めることと規定をされておりますので、今回副町長の定数を 1 人とする条例を制定しようとするものでございます。なお、この改正法の施行の際、現に在職する助役は本年 4 月 1 日に副市町村長として選任をされたものとみなすこととされておりますので、現在の助役が引き続き副町長として町長の補佐役を務めることとなります。何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。なお、本案件は総務委員会に付託するということになっております。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） 助役から副町長へという呼称の変更ということなんでありますが、地方自治法の改正の中で、いわゆる副町長の範囲等について、いわゆる議論があったという部分については聞いておる、承知をしておるかについて聞いておきたいというふうに思います。といいますのが、単純に呼称の変更だけなのか、それともその地方自治法の改正の中で、副町長に至る経過の中で、副町長の職務の範囲についていわゆる広がるというような議論があったのか、その辺知っておれば聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 議員仰せのとおり、この副市長、あるいは副町長でございますが、これの職務に当たる者については、ある一定の権限を与えることができるというようなことはあるというようなのは存じておりますが、今現在、4 月 1 日からどうするのかということにつきましては、検討に上がっておりません。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） お諮りします。質疑が終結しましたので、本案件については、所轄の総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案件については所轄の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第 2 3 . 議案第 2 4 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 3、議案第 2 4 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。町長。

町長（中本 富夫君） 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

平成 1 8 年の 6 月 7 日に法律の第 5 3 号として公布をされた地方自治法の一部を改正する法律は、地方分権の推進に資するとともに、地方の自主性、自立性の拡大を図るため必要な措置を講ずることを目的として、助役にかえて副市町村長を置くこと。収入役を廃止をして一般職の会計管理者を置くことや、臨時制度の廃止などを規定をしております。本町でもこの自治法の一部改正に伴い、関係条例の整備について、本議会の議決を求めるものであります。議案と新旧対照表と合わせてごらんいただきたいと思います。

第 1 条は、周防大島町附属機関の設置に関する条例の一部改正であります。別表中の助役及び収入役について、「助役」を「副町長」に改めるとともに、「収入役」を削除するものであります。

第 2 条は、周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正であります。別表中の「吏員懲戒審査委員会」を「職員懲戒審査委員会」と改正するものであります。

第 3 条は、周防大島町議会等の調査及び公聴会等に出席をする者の実費弁償に関する条例の一部を改正であります。今回の自治法改正で、議会の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の意見聴取を規定する自治法第 1 0 9 条、第 1 0 9 条の 2 及び第 1 1 0 条中の各号が本条例第 2 条中に規定する条文とずれが生じたので、所要の改正を行うものであります。

第 4 条は、周防大島町特別職報酬等審議会設置条例の一部改正でございます。第 2 条中の助役及び収入役について、「助役」を「副町長」に改正するとともに、「収入役」を削除するものであります。

第 5 条は、周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正であります。第 2 条及び別表第 1 中の助役及び収入役について、「助役」を「副町長」に改正するとともに、「収入役」を削除するものであります。

第 6 条は、周防大島町税条例の一部改正であります。第 2 条中の「吏員」を「職員」と改正す

るものであります。

第7条は、周防大島町奨学資金貸付基金条例の一部改正であります。第4条中の「助役」を「副町長」と改正するものであります。

第8条は、周防大島町公有林野官行造林条例の一部改正であります。第5条から第7条まで及び第9条から「町吏員」を「町職員」と改正するものであります。

附則で、施行日を本年4月1日と規定するとともに、地方自治法の一部を改正する法律附則第2条の規定により、選任されたものとみなされる副町長の在職期間には、従来の助役の在職期間も通算されるとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いしまして、説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほど既に町長の方から収入役の廃止についてありました。それで、その中で一つは収入役という職そのものが、いわゆる大事な職種だということで今までずっと専任されてきたというふうに考えております。当然地方自治法の改正の中で今後2年間置くことはできるし、置いてもいいですよ。しかし本人の希望によってやめますよという流れのようであります。しかし、その収入役の職が今度一般管理者として対応できるのかどうかという点について、例えば地方自治法上ただ変わっただけなのか、それとも今までやりよった収入役の権限すべていわゆる目を光らすという表現が正しいかどうかしてはして、やっぱりその職に大事な職ということで、特別職として、いわゆる収入役がおったというふうに考えます。しかし、今度自治法の改正でそれが一般管理職ということで、何ら差し支えないという判断なのかどうか、その辺をちょっと職の重さと、職の重さで今度は変わってきますよね、対応が当然。そうすると今までの、言うなれば収入役としての仕事を賄うという点で一般管理職ですべて賄えるのかどうかについて、一応確認しちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 自治法の改正で、収入役がいわゆる一般職員でありますところの会計管理者に変わるよというのがこの4月1日でございます。しかしながら、条例の法の改正の中に一応経過措置といたしまして、先ほど町長が提案理由の中で申し上げましたとおり、在任は可能だよという中のございます。したがいまして、業務そのものは一般職であります会計管理者に移っても収入役と同等のいわゆる仕事をするというふうに私は理解しております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。



お諮りします。質疑が終結しましたので、本案件については、所轄の総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案件については所轄の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第24・議案第25号

議長（新山 玄雄君） 日程第24、議案第25号周防大島町星野哲郎記念館の設置及び管理に関する条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第25号周防大島町星野哲郎記念館の設置及び管理に関する条例につきまして補足説明を申し上げます。

御承知のとおり、現在建設工事中であります周防大島町東和庁舎及び星野哲郎記念館が平成19年度中に開館することに伴いまして、星野哲郎記念館についての条例を制定しようとするものでございます。

星野哲郎記念館は、日本の大衆文化の振興発展に多大な貢献をされた作詞家星野哲郎氏の功績をたたえ、その作品を後世に伝える施設であります。本提案理由は、その施設の管理、運営等の指針となる条例を制定しようとするものでございます。本施設は町民文化向上及び広域的な交流を図るということを目的といたしておりますので、議員各位におかれましても御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一つは、きょう午前中配布されたいわゆる色書きのところの変更についてであります。当然、使用料と利用料についての変更部分だろうと思われませんが、その重さについて、いわゆる地方自治法上といいますが、その関係で補足を求めておきたいというふうに思います。

あわせてもう1点は、実際的な使用料等についてであります。その基準額とは何を基準に算定されていったのかという点が一つであります。何を基準にそれじゃやっていったのかということ。

それともう一つは、やはりどう、例えばいろんな施設をつくった後、どういわゆるそれじゃ維持していくかという点では、やっぱり経費、つくった以後の経費というのも大きく係ってくるといふふうに思います。そういう中で、やっぱり例えば当面1年間運営するのに大体どのぐらい要ると、それが使用料等で賄えるかどうかという基準も一定程度あったのではなからうかとい

うふうに思います。その辺でどういうふうに認識されているのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。初めに、本日訂正をさせていただきました使用料に対して、利用料金というこの根拠ということですが、初めに使用、それと利用についてお答えいたします。自治法上では行政財産に対して使用、公の施設に対して利用という言葉を使っておりますが、使用、利用という表現の違いについての明確な根拠というのはございません。

一方で、使用料に対して利用料金という根拠でございますが、これは地方自治法の第244条第8項にございまして、この規定によりまして、行政財産、いわゆる直営でございますが、これに対しては使用料、公の施設、指定管理になります。これが利用料金という表現にしております。当施設は将来的には指定管理者制度を導入できる施設だというふうに考えております。したがって、本条例は指定管理者の管理とすることができる、できる規定としております。従来15条まで、これが直営に関する部分でございまして、ここに出てくる料金、これが使用料でございます。第16条以降、これが指定管理者の管理に関する条文でありまして、ここに出てくる料金が利用料金というふうに区分をしております。

次に、使用料の基準額ということですが、使用料につきましては、これは想定入場者数2万6,000人、年間に2万6,000人を想定しております。これは陸奥記念館の入館者数と同程度というふうにとらえているわけなんです。料金に関しましては、隣接する施設の料金をもとに検討、決定をしております。じゃ、隣接する施設というのはどういうものかと申しますと、片添ヶ浜の温泉遊湯ランド、これが大人が500円でございます。周防大島町文化交流センター、これが大人300円でございます。陸奥記念館が大人が420円でございます。なぎさ水族館が大人が210円、この施設等を参考にして決定をしております。

それと、収支ということですが、これは当初予算にも出てまいりますが、平成19年度当初予算では、歳入が802万6,000円、歳出が2,208万8,000円となっております。ただ、初期的な投資等がございますので、平成20年度以降というのを単純に比較しておりますが、これは1年を通してです。歳入が1,204万2,000円、歳出が1,165万9,000円ということで、いわゆる黒字ということで見込んでおります。これも2万6,000人として、年間2万6,000人の入館者数として計算をしております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。（発言する者あり）産業委員会で付託しますが、いいですか。お諮りします。質疑が終結しましたので、本案件については、所轄の建設環境常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案件については所轄の建設環境常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第 2 5 . 議案第 2 6 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 5、議案第 2 6 号周防大島町交通災害共済条例及び周防大島町訪問看護ステーションの設置及び管理運営に関する条例の廃止についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 2 6 号交通災害共済条例及び訪問看護ステーションの設置及び管理運営に関する条例の廃止につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、本年 3 月 3 1 日をもって廃止する交通災害共済事業及び訪問看護ステーション業務に係る 2 つの条例を廃止しようとするものでございます。

交通災害共済事業は、昨年 1 2 月に山口市に設立されました市町総合事務組合が、平成 1 9 年度から直接共済業務を行うことになりました。町では加入申し込みや見舞金請求などの窓口での受付業務のみを担当するということとなります。したがって、今まで町から支払いをしておりました見舞金も市町総合事務組合から直接請求者である住民の方々、加入されている住民の方々に支払われるということになります。

また、町の訪問看護ステーションで行っておりました居宅介護支援事業は、平成 1 8 年度より休止をし、利用者については既に周防大島町社会福祉協議会等の居宅介護支援事業所に移行いたしております。訪問看護事業は、1 月末現在で 2 8 名の方が利用をいただいております。医療とのより効率的な連携を図るため、平成 1 9 年度から公営企業局に運営を移行することといたしております。既に利用者にも御理解をいただいておりますが、事務的にも十分な協議を行い、利用者にも御不便をかけることがないように円滑な事業の引き継ぎを行いたいと考えております。

なお、附則で、施行日を本年 4 月 1 日とするとともに、両事業に係る会計を周防大島町当別会計条例から削除する同条例の一部改正を規定いたしております。ただし、経過措置として両特別会計の平成 1 8 年度の収入及び支出、並びに同年度の決算に関しましては、従来どおり出納整理期間の本年 5 月 3 1 日までとするというようにいたしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜

りますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。これから採決に入りますので、質疑ありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一つは、今回交通共済の廃止についてであります。実際的に合併後いわゆる取り扱い方について、合併前よりはすごい取り扱いがまぶくなつたのではないかと、この苦情が私ども議員の方にもあつたし、問い合わせがあつたというふうを考えております。取り扱いについて。それがますますこれが移行することによって、いわゆる取り扱い、例えば取り扱いでいえば徴収事務もありますし、実際的な支払い事務もあります。とりわけ徴収事務等でいわゆる今までと、最低今までと同じようなことが住民に対して行われるのかどうなのか、これが1点です。

それとあわせてもう1点は、訪問看護ステーションのいわゆる廃止についてであります。実際的に訪問看護ステーションの役割としては、御承知のように、大体人件費が金の分を占める、歳出においてはね。金の分を占めるんじゃないかというふうに見ております。そういう中で実際的に、例えば町だからできたという側面もあると私はいう、町だから、町行政だからできたという側面もあるというふうに思います。ただし、それが病院に移行して、果たして合理的だけで済むか、採算が合わなければ切り捨てられるちゆう側面が生まれやしないかという危惧があります。それは当然今までの部署と経営状況は変わりますから、経営状況、経営先が変わる。経営先が変わると言つたらおかしんですが、御承知のように、今度は病院の方に変わるわけですから、実際的な運営上のいわゆる部分もあるというふうに思うんで、その辺のどこをどうとらえて今回会計の意向にするのか、取り扱いの意向にするのかという点で聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） まず、前段の交通災害共済条例の関係でございますが、合併後いろいろな関係でサービスがまぶくなつたかというような御意見でございます。これは個人情報保護の関係で、やっぱり申し込みの中に生年月日とかもろもろ出てまいりますので、そのあたりで町の方としましても、できるだけ皆さんの目に触れないようにという解釈からこういったサービスになつたわけでございます。しかしながら、申込者の方で御了解がいただけるものであれば、当然近くの自治会長さん、あるいは町の職員に対して徴収等、申し込み等については幾らでも対応可能ということでございます。

また、この4月以降、県の方に事務的なものは移りますけれども、基本的な申し込み等につきましては、従来どおりの形でそれぞれの町で加入受け付けはやるということでございますので、決して向こうに事務的なものが移つたからといって、住民に対してのサービス云々については影響はないものと思つております。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 訪問看護についてであります。今医療ていうのがどんどん進化してるということで、現在、町の訪問看護につきましては、准看護師が対応してるということで、実際には臨床とか全く経験がないということで、実際に利用者に対してちゃんとした対応もできるような状態ではないというふうな状況にもなりつつあるということなので、このたび公営企業局の方へ移管した方が利用者にとっても徹底したサービスが提供できるのではないかとということで、今回公営企業局の方をお願いをしたところであります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まだ補正は見てないですが、実際的に今公営企業局の方でその職に当たる人ていうのは、実際的には欠員の状況が続いておるのではないかと、いわゆる看護師の関係。これは欠員がいわゆる続いちょるんじゃないかという部分もあるのではないか思うんです。実際的に新たないわゆる公営企業局で見るといえば当然その補充はしていかなければならないというふうに考えてるわけです。それで実際的にどうなのか、そういう補充の手当等も含めて会計官の意向だけで、実際的にその辺の対応はどういうふうにとろうとしよるのか、若干補足を受けておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村公営企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 御指摘のとおり、昨今看護師不足というのが言われておりますので、看護師をどのように配備するかという御心配だと思います。

先般の補正のときとか、決算のときの委員会等で御説明のとおり、訪問健康管理センター、東和の健康管理センターが2名、大島の健康管理センターが2名というふうに職員がおりまして、これの採算的なものはどうなのかという議員さん方からの御指摘もございました。今回基本健診等が郡の医師会等に委託という格好です、基本健診の構想が変わりまして、当方で配備しておりました保健師の業務というものが縮小してきました。そのことをもって当組合では保健師2名、大島の保健師1名、東和の保健師1名を橘の訪問看護ステーションに1月より配備し、現場の状況その他を勉強させつつ準備を進めてまいりました。3月1日に入りまして、こちらにその2名の保健師を訪問介護ステーションおおしまの保健師さんたちと一緒に歩くように患者への理解、その他をしていただくようお願いして、今作業を進めているところでございます。

公共団体さんのやられる訪問看護ステーションの場合、患者さんのニーズていうんですか、そういうものを十分理解して、それに沿った計画を立てておられますので、各患者さんの希望するのが2時の時間帯ということであれば、毎日2時に4名というようなサービスを行っておられますけれど、当組合が経営する場合は患者さんの理解を求めながら、その方たちに午前、午後というふうに分かれていただいて、1名の保健師で一日4名、2.5名の職員で大体10名の一日の

業務量をこなすというふうな計算をもとに、今までいろいろあった人件費その他を効率的にやることによって、経営を成り立たせていくこともできるし、これから大島の2万人の人口を考えるのであれば、2看護ステーションのトータル的な情報管理をしつつ、その2看護ステーションで連携を持って十分な患者サービスをしていきたいというのが公営企業局の考えでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今の答弁の中に、これは非常に人権に係ることなんで、大事なことなんでちょっと申し添えたいと思いますが、今看護師さんの異動について「配備」というふうにおっしゃったと思うんですが、これは非常にちょっとまずいと思いますので、削除していただいて、やっぱり「配属」というふうに変えていただくかしてと思いますが。

議長（新山 玄雄君） では、今のを「配備」ではなくて「配属」ということで措置したいと思えます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の議案26号、訪問看護ステーションの今町で手当をしている部分、例えば交通共済も一緒ですが、実際的にそれじゃ訪問看護ステーションがいわゆる公営企業局の方に移管するという事になると、今答弁の方では、言うなればかなりの効率性も考えにゃいけないという、今立場も主張されました、実際的に。それで、実際的にそれじゃ今までの要求がどうであったかという、要求の切り下げをしなければ、一つは運用上効率化が伴わないという側面もあるというふうに考えております。そうすると、結局は身近なサービスという格好でいえば、どちらが持ったって一緒という考え方はあるかもわかりません。より実際的には効率化だという言葉方をするかもわかりませんが、実態からしたら、やっぱり私は今、今から議論になる周防大島町の中の公営企業体の財源議論にもなるというふうに思いますが、実際的に病院自体もかなりの厳しい、今回初めて純赤字の、年当たりの純赤字という、赤字という表現が正しいかどうかは別にして出てきます。そういうふうないろんなことを考えれば、やっぱり当面私は町の方できちとやっちゃった方がよかるうかと、町の方でやっちゃった方がえんではないかというふうに、これ私の考え違いかもわかりませんが、運用上、運用上だけの問題かもわかりませんが、実際的には会計をいわゆるなくするだけにとどまるのかどうなのかという点、ちょっと勘違いがあるかもわかりませんが、やっぱり私はなおかつ今までどおりの運用がよかるうかというふうに考えております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） それでは、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第26号周防大島町交通災害共済条例及び周防大島町訪問看護ステーションの設置及び管理運営に関する条例の廃止について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第26・議案第27号

議長（新山 玄雄君） 日程第26、議案第27号周防大島町総合支所及び出張所設置条例の一部改正についてを上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第27号周防大島町総合支所及び出張所設置条例の一部の改正につきまして、補足説明を申し上げます。

昨年6月に着工いたしました東和総合支所及び星野哲郎記念館建設工事は順調に進捗いたしておりまして、本年7月には完成し、移転の見込みとなっております。これに伴いまして、東和総合支所の位置を定める本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

新旧対照表をごらんいただいたらと思います。別表中の東和総合支所の位置を現在の森933番地1から、移転予定地の位置、平野417番地11に変更するものでございます。施行日は移転のスケジュールが具体的に決まっておりませんので、確定次第規則で別に定めるといたしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、今回新しくできようとする、その建屋内に職員数は何人配置ができるのか。設置条例が出れば当然、それが通ればそこに人員配置が可能なほどは当然つくっておるとというのが基本原則だろうというふうに思います。その中で今回そこへ変えていわゆる何人、いわゆる入所できるようなことになっておるのが一つ。

それで今もう1点は、総合支所を建てかえるという中で、実際的にいわゆる例えば今までいる

んな議論がある中で、例えば高潮対策とかいろんな議論がされてきたように思います。例えば震度8に対応できんから庁舎をつくらんにゃいけんとか、いろんな議論が出たけど、そういう中で例えば高潮対策はどういうふうにとらえておるのか、その辺もあわせて考えてきたのか、設置条例を提案するに当たってどういうふうと考えてきたのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 東和総合支所につきましては、職員が20人は入れるというイメージで事務室のスペースを確保しております。

それから、高潮あるいは、いわゆる地震等に対する備えでございますが、たまたまあすこに一つは公有地があったというのがひとつあすこに立地する要因の一つでございます。それから、高潮ということになりますと、当然波が大きくなりますので、それに耐えられるのかということになりますと、海岸沿いでありますので、それは難しいかもわかりません。しかし、震度、地震等に対する備えといたしましては、いわゆる基礎をしっかりとした、いわゆる普通のくい打ちの基礎ではなくて、いわゆる地盤改良も含めたような形の今回は建物基礎をやっておりますので、地震に対しての心配はまず考えられないという設計者の意向でございました。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議論のバランスというのがありますが、実際的にそこへ設置するというときには、当然、例えば一方では高潮議論が出る、河川のはんらんが出る、そういうところにつくっていけば、当然議論としてはその高潮対策等についてはどうだったのかなという議論はあったと。それは建設時点でもあったというふうに考えております。実際的に地震（発言する者あり）いやいや、実際的にいろんな議論の中で今回設置条例があるわけなんですけど、やっぱり私はそういう意味では、場所等については、そういういわゆる考慮されて今回つくって、そして条例提案という流れとは当然私は思われない。高潮対策について、十分そこへ設置することが配慮があったというふうには当然思えないという点は明らかにしちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） この場所については、旧東和から私ども周防大島町に引き継いで、場所はあすこだよという中で建設の計画を進めたわけでございますので、今ここで高潮がどうのこうだと言われても私どもはちょっと責任のとれない範疇でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。



議員（１６番 広田 清晴君） 御承知のように、今担当部長が答弁しましたように、いやしくもいわゆる旧町からの流れの中で、あすこにつくったというのは客観的事実です。しかし、実際的にそれじゃ庁舎を議論するとき、例えば今でもそうなんですが、例えば本庁舎の位置等についても実際的にはいろんな角度から議論しよるが、過去のいろんな議論の中から発生しよるわけで、実際的に。それで、当然いわゆる新たな東和庁舎の位置についても当然旧町からの引き継ぎだということは当然です。しかし、設置条例をするときにあえて指摘しておきたいのは、やっぱり全体の議論、例えば東和の支所だけの議論ではなしに、それでは同じような庁舎の位置といえば、例えばいろんなあれも入ってくるわけです。やっぱり議論というのはいろんな議論から成り立つというふうに考えております。以上の点を明らかにして、反対をしておきたいというふうに思います。

以上です。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） それでは、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） これは設置条例でございますのでね。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第２７号周防大島町総合支所及び出張所設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第２７．議案第２８号

議長（新山 玄雄君） 日程第２７、議案第２８号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第２８号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

人事院規則の施行に伴い、昨年７月から国の休息時間制度が廃止され、また、山口県でも昨年１２月の県議会で休息時間を廃止する山口県条例の一部改正が可決されております。こうした状況を踏まえ、本町でも休息時間制度を廃止するため、周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について本議会の議決をお願いするものでございます。

公務員の休息時間は勤務中における軽度の疲労を回復し、公務能率の増進を図る趣旨から昭和

24年に設けられたものでございます。本町では現在午後0時45分から午後1時までの15分間及び午後3時から午後3時15分までの15分間、これを休憩時間として規則で規定をいたしております。しかしながら、近年、公務員の勤務条件については、民間準拠が一層求められているという状況の中で、休憩時間は民間の企業においてはほとんど普及していない制度でございます。このことから有給の休憩時間は民間にない公務員優遇ではないかという批判もあるところでございました。また、勤務時間管理の適正な実施が求められる中で、休憩時間と休息時間が合体した形の昼休み時間についても適切な仕組みとする必要がありました。これらの点を考慮いたしまして、休憩時間を廃止して、民間の労働時間制度と同様に、休憩時間で一本化することが必要と判断されたものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。休憩時間を規定する第7条を削除とするものでございます。施行日は山口県近隣市町と同様に本年4月1日からといたしております。なお、参考までに申し上げますが、始業及び終業時間は変わらず、午前8時半から午後5時15分まで、休憩時間、いわゆる昼休み時間を午後0時15分から午後1時までとする予定にいたしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一つは、これはいわゆる労働条件の変更の課題ですから、当然対応する労働組合と協議されたのかどうなのか、これが1点です。いわゆる休憩時間の変更については、当然労使交渉の内容で入りますから、きちっとした交渉をされたのかどうなのか、これが一つ。

それと実態として、休憩時間も実際的に民間、今いろんな面で民間より優遇されておるといって言われるが、実際的には民間の側がかなりここ数年来落ちちよるといのが実態なんよね。そこんところで、今回改正されると、実際的には30分に、いわゆる15分、15分よね、これについては設けなくてよいと。それともう一つは、休憩時間、休憩時間も45分でよいという格好になれば、一日当たりの労働時間ではじけば、やっぱりかなりふえると。拘束時間が一緒ですからね、当然いわゆる勤務時間がふえるという格好になります。これが果たして民間がそういう制度がないからというだけなら、かなり問題が発生するんじゃないかというふうに考えております。最初の実際的な労使交渉の状況についてまず質疑をしちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 職員労働組合とは十分な協議を行いました。それで、きちんとその了解をいただいて、この条例の一部改正について提案をさせていただいております。

それと、もう1点その勤務時間が延びるのではないかということでございますが、当然8時半

に始業しまして、5時15分に終業するということについては全く同じでございまして、今まで午前中15分と、午前中いいますか、12時45分から1時までの15分と、3時から3時15分までの15分、これは有給の休息であったわけでございます。だから、要するに休息はしとるけども勤務時間には入っておったということでございます。これがたまたま今回の改正で休息から通常の勤務時間になるということございまして、今までの休憩時間の12時から12時45分まで、0時から0時45分まで、これは今までどおり休憩時間として無給でございますが、勤務時間外でございます。これは変わらないわけございまして、実態とすれば休息時間を休息だからといってから、そこから休んでおったかということになります。12時45分から1時の分につきましては若干そういう経過があったと思いますが、3時から3時15分の間は、休息だからからといってからこの15分間を休息をとりましょうということにはなかったと思います。より実態に近づいたということではないかと思っておりますし、職員もこれについてから、特にそういう組合からどうしてもこれを残してくれというふうなことはなかったと思っております。十分協議の上、理解がいただいたというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第28号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第28・議案第29号

議長（新山 玄雄君） 日程第28、議案第29号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第29号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

本町のバス路線のうち、従来、防長交通株式会社が運行してまいりました白木半島線が本年

9月末をもって中止されるため、町立小中学校の児童、生徒を主体としたスクールバスを町営で設置し、あわせて一般住民の利用も可能になるよう、交通空白地帯における町営有償運送を計画いたしております。この町営有償運送を自家用自動車で行うためには、道路運送法第79条によりまして、国土交通大臣の行う登録を受ける必要がありますが、その際、町が主催する地域公共交通会議において運行の対応、料金及び事業計画等について同意を得ることが義務づけられております。よって、同会議を設置するため本条例を改正し、報酬及び費用弁償を支出しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） この会議の委員の人数と、それからいつまでに結論を出すのか、期間です。それと何回ぐらいを、委員会を何回ぐらいを予定してるのか。その3点をちょっとお聞きしておきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 中野政策企画課長。

政策企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。委員は11名でございますが、この委員会につきましては、5月ごろを予定をしております。任期としては、10月にはこの白木半島線の実際の運行が始まります。ですから、任期については約半年程度考えております。

それと、会議の回数ということでございます。実際にこの委員会につきましては、いわゆる運賃、それとか運行形態等の同意をとるということでございます。ですから、任期中何回、1回で同意が得れば問題ないと思いますが、2回から3回になる可能性もあるということでございます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第29号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29・議案第30号

議長（新山 玄雄君） 日程第29、議案第30号周防大島町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、議案第30号周防大島町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

町長等いわゆる特別職の給与の特例を定める条例の一部改正について、本議会の議決を求めるものでございます。町長等の給与は昨年4月から本条例によって5%減額支給をしておりましたが、本町を取り巻く厳しい財政事情を考慮いたしまして、歳出削減の一環といたしまして今回の改正では、本年4月から1年間町長にあつては10%減額、副町長、公営企業管理者及び教育長にあつては、18年度同様5%減額支給することとしております。本条例に伴う削減効果といたしましては、約210万円を見込んでおります。

なお、参考までに申し上げますが、町長を初めとする特別職の給与等を審議をする特別職報酬等の審議会は2月15日、町内有識者5人からなる委員にお集まりをいただきまして、近隣市町村を含めた県内の現状や一般職の給与の動向を参考に、慎重なる御審議を行いました。その結果、今年度も据え置きが適当であるとの旨の答申をいただいております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第30号周防大島町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30・議案第31号

議長（新山 玄雄君） 日程第30、議案第31号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例

の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第31号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

御承知のとおり、人事院は昨年8月8日、国家及び内閣に対しまして、一般職の職員の給与の改定を勧告をいたしました。政府はこれを受け10月17日に勧告どおり改定することを閣議決定し、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、10月17日参議院本会議において可決成立し、11月17日公布されました。

近年の公務員給与は月例給については平成14年、15年及び17年に引き下げとなり、特別給、いわゆるボーナスにつきましては、平成11年以降5年連続で年間支給月数が引き下げとなり、平均年間給与の減少が続いてまいりました。平成18年度の勧告は、月例給と特別給の双方について公務員と民間企業従業員の給与を比較した結果、その水準がほぼ均衡していることから、給与水準の改定を行わないこととなりました。しかしながら、国全体として進められている少子化対策に対応して、3子目以降の扶養手当額の改善を勧告する内容となっております。県においても、昨年12月県議会で可決され、同様の内容で既に公布されております。本町も同じような措置を行おうとするものであります。

また、持ち家に係る住宅手当を従来の一律支給から、新築または購入の日から5年に限って支給しようとするもので、国家公務員準拠の方針に沿い改正を行おうとするものでございます。さらに、管理職手当の基礎となる給料月額についても、人事院規則と同様の改正を行おうとするものであります。

新旧対照表で御説明を申し上げます。第8条中の改正であります。扶養手当における3人目以降の子と2人目までの子の手当額の差を改める必要があることから、3人目以降の子等の支給月額を1,000円引き上げまして、現行5,000円を、2人目までの子と同様の6,000円に改正しようとするものでございます。影響額は賞与への跳ね返りも含めまして約103万円となる見込みでございます。

第9条の2の改正でございますが、持ち家に係る住居手当は、従来一律月額2,000円を支給いたしておりました。新築、または購入された日から5年を経過するまでは月額2,500円を支給し、それ以後の支給はゼロとしようとするものでございます。約300万円の縮減効果が見込まれております。

第13条の2の改正でございますが、管理職手当支給のもととなる給料月額を職員の受ける給料月額ではなく、その職務の級における最高の号級の給料月額とするものであります。これは昨年の給与構造の大改革に伴いまして、既にその職務の級における最高号級の給料月額を超える職

員には現給補償といたしまして、その差額を支給しており、その差額を含めた給料月額が管理職手当の支給基準となっておりますが、施行日以後、あくまでも管理職手当の支給基準はその職務の級における最高の号級の給料月額が上限となると規定をいたしてのものです。施行日は平成19年4月1日としております。ただし、管理職手当に係る改正規定は、経過措置といたしまして平成23年3月31日までは現行の差額を含めた給料月額を管理職手当の支給基準とすると附則でうたっております。

以上であります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 管理職手当について、改正について、今、助役の補足説明によると、23年までは今の現行をずっと水準を維持すると。あくまで差額については23年までは支払いますよということですよ。

それともう一つは、23年までということ、もう一つは、今まで永続的にあったいわゆる新築住宅の、新築 ごめん、持ち屋、持ち屋住宅のいわゆる手当については、いわゆる年間を限って、それ以降の年間については補償しませんよという考え方で、補償しませんでしたらおかしんじやが、いわゆる対応外ですよという考え方でよろしいか再度聞いちゃきたい。

ただ、管理職手当、今現行では言われればその等級以上があるから、それはいわゆるただ差額を支払おうと思うんだという言われるが、5年たったそれじゃどうなるかというたら、まだそれも存在するというふうに見えるんじやが、実際的には5年ぐらいじゃ、実際的には23年ですから4年ですか ぐらいでは実際的にははずみはまた出ると、可能性もあるという点は考えておられるのかどうなのか、ちょっと聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） まず、住居手当のからみでございますが、いわゆる5年を経過すると現況がなくなるということで御理解いただいたらと思います。

それから、管理職手当の関係ですが、平成23年まで、あと4年でございます。その間にいわゆる天井にかかった職員といますか、何人か当然出てくるとは思いますが、今現在でじゃ何人なのかと、影響額どのくらいなのかということについては、ちょっと算定が難しい状況であります。確かに平成23年にどうしても最高号級を上回る職員というのは何人か出るであろうというふうなことは想定してます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この条文の中には一般職に係る部分と管理職に係る部分という格好でそれぞれある。助役の方で今までこの種の改正をするときには、いわゆる一つは、いわゆ

る国、県の改正をもとに今回の改正があるんだよという言い方でずっと補足説明されよるが、実際的には現場の中で十分な議論、管理職を含めて、この管理職手当については管理職を含めての議論になるというふうに思うんで、その辺の議論は十分された結果で出されたということと、とらえてよいのかどうなのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今回3点ほど改正があるわけですが、住居手当に関することにつきましては、当然その組合との交渉状況でございましたので、昨年からずっと交渉してまいりました。それで、組合ともちゃんと合意に達して、組合からも了解をいただいて今回の提案となったわけでございます。

それと、その次の扶養手当の3人目以降1,000円、3人目を6,000円に上げるということにつきましては、これは人事院勧告でございますから特にそういう交渉は行っておりません。

また、管理職手当の最高号級か、またはその現給補償の今現在の額かということにつきましては、交渉団体が管理職でございますので、御理解はいただいているものというふうに理解はいたしております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 言われるように、すべて執行部は御理解をいただいた上で提案しちよるわけなんよ。しかし、私らはそこで言うのは、例えばあと4年間で去られる管理職の皆さん方もおられるが、4年後以降もそれはおられるわけです。暫定期間がある場合は、暫定支給方式がある場合はそれは当然そんな議論はせんでいいですが、実際的にはそのひずみがあるときはやっぱり管理職といえどもそこで働きよる人ですから、当然管理職会議なんかできちんとした議論の上、提出してくるとというのが筋ではないかというふうに思うんです。管理職関係においても管理職会議の中で十分議論された上で本来提案してこられると。そして議場に 議案が上がってくるということなんです。ただ単に管理職は組合員じゃないから議論はせんこう出したというんじゃあれですから、やっぱり管理職の会議の中で十分議論されて出されたというふうに理解されてよいのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 先ほど助役の方から議案の補足説明の中で、管理職手当の支給の基礎となる給料月額についても人事院規則と同様に改正を行いたいということでございまして、町が単独に変えるよという考え方ではございません。人事院規則を受けての改正で、23年までの経過措置があるということでございます。御理解いただいたらと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 3 1 号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。25分まで。11分です。

午後 3 時15分休憩

.....  
午後 3 時25分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。続けます。お疲れでございます。

#### 日程第 3 1 . 議案第 3 2 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 3 1、議案第 3 2 号周防大島町 B & G 海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 3 2 号周防大島町 B & G 海洋センターの設置及び管理運営条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、今年度事業として B & G 財団から助成を受けまして改修をいたしております。B & G 海洋センタープールの使用料につきまして、完成後は近県の同様施設の実態に合わせまして料金の改定をしようとするものでございます。

この施設は昭和 5 8 年に完成し、当時の使用料金が現在まで引き続いており、近県の同様施設との乖離が見られ、このたび改定では個人使用料の 2 0 円を中学生以下は 5 0 円、高校生、一般は 1 0 0 円とし、1 8 時からの使用料につきましては、それぞれ 1 0 0 円、1 5 0 円とするものでございます。あわせて 1 5 名以上の団体につきましては、2 割引きとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6 番 浜戸 信充君） 前が、今ちょっと説明がよくわからなかったのですが、高くなった

ということですか。（発言する者あり）わかりました。時間的に区分がしてありますけども、9時から12時、それから12時から15時、こう区分3時間ごとにしてあります。これは何か理由が。

議長（新山 玄雄君） 山本大島教育支所長。

大島教育支所長（山本 祥司君） お答えいたします。プールでありますので、時間を切っ入れてかえにしておりますので、それで時間制でそういう料金設定になっております。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） はい、浜戸議員の質疑です。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） わかりました。例えば9時から12時、3時間、1時間利用しても50円ということですが、その下に付記で書いてありますが、時間を超えた場合は延長として3分の1というふうに書いてありますが、例えば11時から13時というふうに利用した場合はどういう計算方法になるんですか。

議長（新山 玄雄君） 山本大島教育支所長。

大島教育支所長（山本 祥司君） お答えします。11時から13時ということですので、50円、あるいは100円プラス1時間の50円を3分の1に相当する額を加算した分となります。だから11時から（発言する者あり）そういうことで、この3分の1に相当する額を加算するという規定が生きておりますので、そういう計算にしております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 僕の聞き方が悪かった。今の例として、一般としてはいじゃもう1回聞きますが、一般の方が11時から13時まで利用したら、このまま読めば100円は11時から12時の間は1時間利用しても100円なわけです。それであとの12時から1時までのが延長というふうに計算するということですか。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 山本大島教育支所長。

大島教育支所長（山本 祥司君） ですから、9時から（発言する者あり）9時から12時までが50円ということで、100円ということで（発言する者あり）それで、それを超えた時間については、1時間ごとに当該使用料時間に掲げる使用料の3分の1に相当する金額、だから100円の3分の1の相当する金額を加算していくということになります。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） はい、それじゃほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第32号周防大島町B & G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第32・議案第33号

議長（新山 玄雄君） 日程第32、議案第33号周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第33号周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

生きがい活動支援通所事業につきましては、家に閉じこもりがちなおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、延命の家ほか5施設及びデイサービスセンターを利用して、和田苑ほか5施設で実施をいたしております。これに係る利用料は平成12年度の事業開始以来、合併後も現在に至るまで見直しをいたしておりませんでした。介護保険制度におけるデイサービスの利用料は1割負担となっております、介護度により異なりますが、おおむね小規模、通常型とも500円から1,300円の間というふうになっております。今回生きがい活動支援通所事業につきましても、これに準じて利用料金の見直しを行い、本条の一部改正をしようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実態的にどのぐらいの利用状況なのかという点がまず1点です。

それともう一つは、このいわゆる料金設定に当たっては基本的には介護保険予防を力点に置いた中でこの制度が出発したと。いわゆる介護予防を力点に置いて、その上で適正ないわゆる料金でということが発生したというふうに私は理解しております。その中で、これが合併後確かに大島町では延命、高塔とありますが、実際的に利用状況を含めながら、本当にこの今回必要なかどうかというのは財源の問題もあるというふう思うちょるんです。それどういふふうに見ちよるのか、利用実態からはじいた財源の問題はどういふふうに見ちよるのか、聞いちょきたいというふう思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） お答えします。これまでも介護、高齢者のサービスにつきましては、介護保険に準じた改正ということでこれまでお願いをしてきたところであります。今このデイサービスにつきましては、施設によっては介護保険のサービスを受けてる方、それと生きがいデイサービスを受けてる方が同じところで、同じサービスを受けてるということもあります。そうしますと、片方では介護保険の1割負担で600円、700円利用負担する。こちらでは生きがい活動で200円ですよ。ということで、これまでも生きがいデイサービスということで、それなり元気な方の生きがい活動ということで200円でこれまで据え置いてきたわけですが、やはり公平の立場から、やはり同じような、介護保険と同じような利用料金の設定というのがやっぱり必要ではないかということで今回改正をお願いするところであります。

利用状況につきましても、昨年18年度で食費の改正なども行ってきております。そのために利用者の数というのは減ってきておるのは認めておりますが、これからもニーズに応じたサービスを努めていきたいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） いいですか、広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 利用実態の方がなかったんです。言いますのが、例えば同じ施設を利用する場合もあると、同じ施設を介護保険で利用する方もおられるし、実際的に介護保険対象外の方も利用するという施設のわけでしょ、今報告を聞くと。対象外も含まれるということじゃないですか。ちょっともう1回、それじゃ。

議長（新山 玄雄君） 利用実態。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 施設によっては介護保険の認定を受けた方が利用してる。この生きがいデイサービスのサービスも利用してる方も一緒のところでサービスを受けてるという施設もあるということです。

現在、介護保険と生きがいデイの同時に同じ施設で受けてるサービスというのが5施設ございます。単独の施設、生きがいデイサービスだけのサービスをやってるのが5施設ということでもあります。その中でも食費につきましても、単独で行ってる施設の方においては、食費は400円、併設で行ってるところは600円というふうな差はついておりますけど、これも食につきましては事業者が決定することになっておりますので、町の方がどうか言うこともできませんので、今が差がついてるというような状況にはなっております。

議長（新山 玄雄君） いいですか、ほかに。杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 生きがいの支援通所の施設で、従来200円ということが今回4月から500円に改められるということで、実際今利用しておる人からちょっと1回に高過ぎるんじゃないかということで、ばあさんらが2人ほど来まして、わしも余りようわからなかった

んですが、方々部長初め施設の方にも聞いてみましたら、今いろいろ広田議員の質問のようなお答えがありはしたが、その中でいわゆる町の方は一人頭従来3,000円の助成をやってあったんが、今回の予算で2,700円と、減額するということで、300円が利用者の直接負担で増額をして運営をやっていきたいというようなことでありますが、電話で聞いたところによると、いわゆる先ほども部長答弁にもありましたように、そのデイの人と、いや元気老人と介護保険の対象の老人が一緒の施設がある。そこら辺では確かにやりよることが施設へ行って、支援施設へ行って活動ちゅうか、指導を受けることがほとんど同じやから料金が同じでないといけんのじゃないかという疑問は出ると思いますが、完全に別々の、こっちは介護支援の1、2、もしくは介護の認定を受けた者しか受けない。一方は生き生き元気老人がいわゆる生きがいの活動のために、もう完全に介護保険の対象でない者だけがおるところという、そういうところにおいては、一遍に300円も上がるのは、ちょっとちいと倍というのは何でもようあるが、倍以上に上がるちゅのはちいと多いんじゃないですかというような素朴な質問。

それからもう一つは、先ほどちょっと弁当のことも出ておりましたが、弁当もきょうちょっともらった資料によると、やっぱり600円のところがある、400円のところがある。そこら辺が介護保険の認定をもらった人と元気老人との関係とか混在しておるところではなかなかそこら辺が料金が決めにくい、生きがいだけの、生きがい活動支援事業だけのものであれば、私は極端に言うたら、調理場等が要るからあれかもわからんが、ほとんど手を煩わさんのじゃから、少々のこととは自分らがやってもええ、その安い方がええ。

補正予算の中で見ると、生きがい活動支援通所事業がマイナスの202万7,000円、それから食の自立支援通所事業、これが819万7,000円の赤で補正が出ておりますが、やっぱりこれちょっとこの本題よりも外れるが、食の自立あたりでも600円になったら、セブンイレブン行ったら一番安いのは398円で売りよるし、農協の弁当屋420円で売りよるんじゃけ、そりゃ何のためのその施設じゃろうかという、そういう素朴な質問もあるわけなんです。私はそういう介護が、介護認定を持っておる、認定を受けておる老人は、そのものの見合う支援活動やる。それから、元気老人の生きがいの人には、それ元気老人に対応できるような、生きがいが、支援活動によって生きておることが楽しいというような支援内容もいろいろ吟味して、料金も含めてやってもらいたなというふうに感じておるわけでありまして。いろいろ話を聞くと、なるほどもっともな説明じゃったけ、わしもその、いやどうもそれは反対とか賛成とかちゅよりも、そこら辺を、考え方をしっかり、今から65歳以上のひとり老人の生きがいを、老人の生きがいを支援せにゃならんという仕事も大変重要なことと思っておりますんで、もう少し理論的にこう支援事業を理論武装して、老人が疑問を抱かんような感じで方針を定める必要があるんじゃないかと思いません。

以上、終わります。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今の御質問、先ほどからの質問も同じなんですけど、けさほどちょっと全協でからも御説明しましたが、要するに今までそのあれですね、4分の3の要するに介護予防事業というふうなものとか、またはその地域整備事業というようなものでちゃんとあったわけですが、そういうことが全く手当がなくなって、勝手にもう自前の予算でやってくださいよということと、もう一つは、先ほどから出ておりましたように、ちゃんとした介護保険で認定を受けた方が介護サービス、デイサービスを受けよるときと、それと介護予防で受けよるときと混在してから一緒のところの場所でやるうというときに、中には同じようなサービス受けようのに、何でこれだけ違うのということもあると思います。そういうところもありますが、できるだけ同じ場所でやっても位置を分けてやるというようなところが段々出てきてるんじゃないかと思っております。

それと、配食サービスのことが今最後にちょっとありましたが、配食サービスのことについては、19年度中にちゃんとした整理をしなければならないというふうに思っております。というのは、これはまた新年度の予算の中でも配食サービスのことが多分大きな議論になるのではないかと思いますのでちょっとここで説明をしておきたいんですが、実はその配食サービスも当然その4分の3の介護予防事業の補助の中にあつたわけですが、旧東和町で始めたときは、まだ新しいモデル事業というようなところもあつたと思いますが、最終的には介護予防事業でやっておつたわけですが、これが完全な自前で、自主財源でやれということになりました。

それともう一つは、「かんこ楽園」では600円なんですけど、通常自宅へ配達するのは500円なんです。実はその500円ほど皆さんからいただいております、食事代としてから。それで500円の弁当を配っておるんですけど、実は町は900円で委託しとるんです。だから900円で委託しちよるちゅのは、要するに400円町が上乗せして、個人から500円もらって、900円の弁当をつくってもらいよるわけです。だから本来言えばそのセブンイレブンの400円の弁当の方がいいんじゃないかなと思いますが、ここら辺のことがたくさんありますんで、今すぐにどうこうせちゅのは何か難しい、今ずっと長い経緯があるわけですから、19年度中にはぜひともこれは大きな課題としてやりますので、ぜひともその社協の方とも十分協議しなければ簡単にいくことじゃないんで、当然その社会福祉協議会の大きな社協の事業の中の一つの柱でございますので、当然その社協の職員も大きく係っておるわけですから、19年度中、1年以上かけてちゃんとした制度からつくり直す方がいいのではないかとというふうなことは今検討しようというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今よう聞いてみると、これも朝からの説明にあつた国の三位一体

改革というか、歳入歳出の一体改革の悪影響だというふうに受けとめていいわけですかね。

それはいいとして、これに、500円値上げすることによって財政的にていうか、当然ふえると思いますが、どのように影響をいたしますか。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） この生きがいデイにつきましては、社協の方へ委託をしております。一人当たり3,200円ということで委託をしております。その3,200円の中の200円というのが利用料。だから3,000円プラス200円ということで委託をしております。今回500円に上がるということで、町の方は300円負担、持ち出しが減るということで2,700円。今までは3,000円を持ち出したものが今回は2,700円、300円減の持ち出しで済むというようなことになってます。（発言する者あり）一人です。それまた当初予算の方で質問いただければと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ずっと議論を聞いておりまして、この制度が始まって6年ぐらいいになりますか、本町でも旧町でもずっとやってきた事業なんです。実際的に今回の一気の大幅引き上げ、これは財源的に本当にもたんだかどうなのか、全体予算の中で一つは見る必要があるというふうに考えております。実際的に周防大島町の全体予算の中で本当に負担能力があるかないかというのが一つの大事な要件だろうというふうに思います。

それともう一つは、科学的にどうなのか。例えば200円から一気に引き上げること、500円という部分で実際的に300円、先ほどプールがあったような50円から100円とはちょっとけたが違うわけです、実際的に。その辺をやっぱり考えると、一気の引き上げはそれは町財政から見てどうかという議論は必ず以降になるとは思います。やっぱり私は異常である。異常な引き上げだという範疇だというふうに考えております。そういう立場から反対討論としたいと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） それでは、次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第33号周

防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第33．議案第34号

議長（新山 玄雄君） 日程第33、議案第34号周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第34号周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

高齢者生活福祉センター和田苑及び「しらとり苑」は、高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的として設置されたものでございます。

その運営につきましては、国の基準により、事業の実施や施設利用に際しての徴収基準が決まっておりましたが、平成17年度から一般財源化され、国庫及び県補助金の対象外となったことから、町独自の判断で施設利用に際しましての徴収基準を設定することとなりました。このことに伴う徴収負担金の見直しに際しまして、これまでの国の基準では、対象収入の区分が14区分しかなく、利用者の負担金が、対象収入120万円以下は徴収金ゼロとなっております。一方、類似の老人福祉施設であります養護老人ホームでは、対象収入が39階層に細分化され、対象収入27万円以下でなければ徴収金ゼロとはならないということの制度になっております。

このたびの条例一部改正は、施設利用に係る徴収金の対象収入区分及び金額について、生活保護費相当分以上の対象収入である、およそ90万円から120万円までの対象収入の方に所得応分の負担をいただくというものであり、これまで国の定めた徴収基準による負担表を使用していたのであれば、規則で定めることでよかったところでございますが、新たに徴収対象収入区分をつくることにより、住民へ負担を強いることになることから、条例を改正し、制定しようとするものでございます。

なお、適用時期は、利用者の負担金額の激変緩和の観点及び住民への周知期間を含めまして、従来の見直しどおり、平成19年7月からとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。



議員（16番 広田 清晴君） 実際的に今まで規則で定める範囲でよかったのだが、いわゆる改正でこういう格好になりましたということなのですが、実際的に実態として報告していただきたいのは、それぞれいわゆる段階でやっていった場合に、当然引き下がる部分もあるんじゃないかと思えます、所得割部分で90万円以下ということになれば。しかし、実際的に値上げ部分も含まれてくるのではないかというふうに見ておりますが、執行部としては、引き下げはあっても、引き上げはないというふうに見ておるのかどうなのか、ちょっと全体の中で、枠組みが今度分かれてくるじゃろう、そういう中で、引き上げ部分、あるいは全く一緒に移行したということではないというふうに思うんで、聞いちょきたいと。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） これまで補助事業でありましたので、規則の方で、国が利用料を決めておりましたので、規則の方で定めておりましたが、今回一般財源化ということで、町の方で利用料を設定できるということで、今回改正しております、E段階の120万円以上の4,000円、それから上の段階、上ていきますか、負担が多い段階につきましてはこれまでと変わっておりません。

今回の改正につきまして、利用していただいておりますから、応分の負担、1人1,000円でも、すべて1,000円でも負担していただきたいなという思いはあったわけですが、現在入所している方で生活保護の方がおられます。その方の収入とか見ますと、住宅扶助がない場合で85万円、住宅扶助があって96万円というような収入の方がおられますので、その生活保護の扶助額に準じたいということで、今回90万円以上の方へ負担をお願いしたいということで、新たに1,000円、2,000円、3,000円という段階を新たにつくったということでありま

す。

ちなみに、現在無料で入居されている方が12名おられます。今回新たにこの制度でやりますと、1,000円になる方が2名、2,000円の方が1名、同じくこれまでどおり無料の方が9名ということになります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第34号周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34・議案第35号

議長（新山 玄雄君） 日程第34、議案第35号周防大島町営久賀駐車場条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第35号周防大島町営久賀駐車場条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、補助金等検討指針におきまして、周防大島町営久賀駐車場のうち、辻屋駐車場は、使用料収入と民間から駐車場等として使用するために借り受けた借地料等の必要経費等を比較した場合、毎年赤字となっておりまして、今後もこの収支の改善が見込まれないということから、辻屋駐車場を廃止しようというふうにしたものでございます。

なお、土地所有者でございます中国JRバス、玉神社には、契約書に基づきまして、本年3月末日をもちまして賃貸契約の解除通知を行っております。

また、駐車場を利用されている方々につきましても、昨年10月に辻屋駐車場の廃止を通知いたしまして、御了承をいただいております。

本条例は、平成19年の4月1日から施行しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 21番、平川です。この廃止、辻屋駐車場の廃止でございますが、この条例の廃止は理解しているつもりです。しかしながら、昨年9月の定例会で、決算特別、総務の、失礼しました、総務の委員会付託の中で総務の方からお聞きしました。辻屋駐車場と建物ですが、これは久賀の伝統ある3大祭りのうちの2つの祭りの再興がほとんど困難になるという状況でございます。また、久賀地域における地域のサロン等で、朝晩この施設を使っております。ただ、この状況で6自治会からなる浦組六講、そして、地域団体と私と同僚議員とが会議を開催し、いかながもんかということで結構論議を重ねまして、最終的にはJRの方へ、地域で土地を購入するか、もしくはお借りするかという、いろんな案でJRと交渉し、最終的には地域で買うが一番ベストじゃないかということで、ことしの1月ぐらいまでですか、結構交渉されたんですが、何か地上権がついて、その辺のところ不可能になったということでございます。

この間、助役さん等々でいろいろと骨折りを折っていただいたのは確かでございますが、何か私と同僚議員がちょっとそけにされまして、一体どうなっとるんかということで、その後どのようなことになっているのかと。

それと、JRの考えでは、2月の28日まで、物を片づけてくださいよということが来とったんですが、その辺で、先ほどの議案の説明の中では3月31日でということでしたが、4月1日から果たしてその辺の荷物だとか、片づけとか、そういうのが、周防大島町に対してJRの方からどのような説明があったのか、その辺のところを詳しく説明をいただきたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。

この駐車場の件につきましては、決算審査のとき御説明させていただきましたけれども、一応駐車場ということで考えれば、その、たまたまそこに祭りちゅうか、玉神社があるということではありますが、それは祭り等でその駐車場が利用されているということであろうかと思えます。当初のいきさつ、旧町では、買い物客の駐車場の確保ということで、駐車場を一応商工会へ貸し出すと、それで、一応町の方は補助金を出して、それから商工会から使用料をいただくということで、買い物客のそういう利便性を図るということで進めてきておったわけでしょうけども、それから、やっぱり時代はいろいろ動いてきまして、やっぱり買い物客等が島外等へ出ていくというふうなことで、それで、実際には今は11名、11台の普通車がとめられるようになっております。これで特定の方々の駐車場ということになっております。

それで、やっぱり町としては、公共性があるということであれば、ある程度存続も考えられると思えますけれども、個人に対しての補助的なものということになろうかと思えますけれども、年間17万円の赤字ということで、それで、それを解消するためには使用料等も上げて、その負担する人たちもかなりの負担をしなければいけないというようなことと、それから、橋にも駐車場があります、旧橋町、それから大島にもありますし、その辺のばらつきもさらに広がるというようなこともあるし、ということで、このたび、先ほど助役の方から補足しましたけども、補助金等の検討指針の中で、これはもう早目に対処しなければ、幾らでも赤字が広がっていくというようなことになるということで、借り手が見込みがないということでもあります。

それで、JR、中国JRバスと玉神社が所有者でありますけれども、借地料を下げていただけないだろうかというようなこともやりましたけれども、これは下げることはいかないと。売買であれば検討したいというようなことでもあります。

それと、建物のお話も出ましたが、事務所があるわけなんですけど、久賀駅の事務所であったところが、その玉神社のいろんな祭り用品の置き場とか、その辺の方々の集会施設等も活用され

ておりますけれども、これが年間1万5,000円でありまして、その修理が、やっぱりトイレとか老朽化しておりますので、それが六、七万円かかるとかというようなことで、それから、契約書を見ますと、又貸しは禁止されているというようなことで、もし台風とか、あるいは火災等が発生して、した場合には町がそれを損害しなきゃいけないというようなことで、責任を果たせないというようなこと、それで、このように合併して周防大島町ということになりますと、やはり特別扱いというわけにはいかないのではなからうかというようなことで、今月の3月31日をもって契約を解除ということで、お互いに合意させていただいております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 大変失礼しました。質問が大変悪かったんかもわかりませんが、私が申し上げたいのは、要するに、4月1日から通告を、浦組六講、駐車場を使用される方にもうしたということでございますが、4月1日から、じゃあJRさんに、私どもというか、浦組六講駐車場を借りられてる方がどのように、じゃあ、駐車場の方は、私は、早くから駐車されるところの方はそれはお願いに、ほかのところを探すということでございますが、ただ、一番懸念しておるのは、伝統ある祭りが困難だから、今購入か、購入でないかということで、浦組六講の方はやっておられるわけですよ。だから、そのところで、周防大島町に対して、JRさんの方からどのように今のところこうしてくださいよ、ああしてくださいよとか、先ほどちょっと抽象的に言いましたけど、地上権がついているということもJRさんも知らなかったらしいんですが、その辺のところが私ども同僚議員と2人がちょっとそけにされまして、早く言えば、つまらんさくということで、その会議の結果が今のところ入ってこないわけですよ。その辺は周防大島町に対してありましたかということをお聞きしとる。今課長さんおっしゃられたことは、去年の9月の定例会のときたしか申されたと思います。

以上でございます。お願いします。

議長（新山 玄雄君） 野口久賀総合支所長。

久賀総合支所長（野口 菊義君） それでは、地元の整理につきましては総合支所が担当しておりますので、今、駐車場の経緯、それから役割等については話されたとおりだと思うんですけども、あの場所が久賀の2大祭り等で重要な役割を果たしておるということは我々も十分認識しております。その中で、JRとの交渉につきましては、浦六講さんとJRさんとで直接に交渉をされておりますので、私どもの方としましては、断続的に交渉の経緯を窓口でお聞きいたしました。特に心配をしておりましたのは、中に祭りの道具が入っておるということで、これの移動の場所がなかなか見つからないんだというようなことで、私どももどこかないかということで、かなり一緒に協議をした経緯がございます。つい最近のことでございますけれども、そのことに

ついて、六講の方で世話をしておられる方が役場に来られましたので、お聞きをしてみましたら、幸いなことに、天神様の境内の中にそれを置くような場所が見つかったので、そこを今検討しておるといふふうにお聞きをいたしました。JRとの土地については、まだ交渉はしてるんだけど、なかなか難しいのではなからうかと。

先ほど御指摘がありましたように、地上権の問題につきましては、そのときにお話を聞きました。それについては、JRさんが売られるんですから、JRさんの方で責任を持って、もし買われるようであれば、責任を持ってJRさんの方で対応していただけるんじゃないかというふうな話をいたしました。まだ結論ではありませんが、総合支所の方ではそのようなことでお話を聞き、対応をいたしました。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 3回目と思いますんであれですが、4月1日からそのままにしているのかどうか、これは世話人さんが会議いうんか、がJRさんとはやっておられるということでございます。総務課いうか、久賀支所の方でその辺のところ、またお力になれるところはなっただけでお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 答弁いいですかね。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 村田部長にちょっとお聞きしますが、あそこは奥側に収集場所に、ごみの収集場所になっておりますが、4月1日以降はあそこへパッカー車が入れるのかどうか、ちょっとそれをお聞きしときましょう。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 大変申しわけ、今の件に関して、今の収集場所のパッカー車云々のことについて、所管する私の方でまだ検討してないのが実態です。至急検討し、対応を考え、皆さん方にお知らせしたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 余り日にちがないんで、今度は他人の土地というか、借りてないちゅうことになると、きちんとしたことをしとかんと入れんようになる。もちろん収集場所については、あそこ多分道路が何かだろうと思うんですが、それへ入るまで、今のJRの土地を通過してパッカー車入ってますんで、その辺はきちんと対応お願いします。

議長（新山 玄雄君） いいですね。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第35号周防大島町営久賀駐車場条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第35、議案第36号

議長（新山 玄雄君） 日程第35、議案第36号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第36号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

周防大島町で運営しておりました周防大島町訪問看護ステーションおおしまを、本年4月1日から公営企業局で運営することになりましたので、新規に別表に加えるものであります。

なお、職員につきましては、保健師2名、パート看護師1名の配属を予定しておりますが、内部配属により、職員定数の変動はございません。

また、利用者の方に御迷惑をおかけしないよう、3月より現在のおおしまステーションより一緒に訪問看護を行い、周知を図っております。

慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第36号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36．議案第37号

日程第37．議案第38号

日程第38．議案第39号

議長（新山 玄雄君） 日程第36、議案第37号柳井地区広域事務組合理約の変更についてから日程第38、議案第39号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第37号から議案第39号まで一括して補足説明を申し上げます。

本案は、議案23号及び議案第24号で申し上げましたように、地方自治法の改正によりまして、助役・収入役制度及び吏員とその他の職員の区分の廃止に伴いまして、柳井地区広域事務組合理約、柳井地区広域消防組合理約及び山口県市町総合事務組合理約におきまして、助役を副町長に、収入役を会計管理者等にそれぞれ用語の変更に伴う規定の整備を行うため、議会の議決をお願いするものでございます。

また、議案第39号の山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。阿武地方老人福祉施設事務組合の解散に伴いまして、平成19年3月31日に山口県市町総合事務組合からの脱退と交通災害共済事務の共同処理団体から下関市及び山口市が脱退するため、議会の議決をお願いするものでございます。

本規約は、平成19年4月1日から施行しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、ここで議案第37号柳井地区広域事務組合理約の変更について、補足をさせていただきます。

本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、議会は議決前に当該教育委員会の意見を聞かなければならないことになっておりますことから、先般、周防大島町教育委員会に対して意見の提出依頼をし、2月14日付で回答をいただいておりますので、その写しをお手元に配布しております。お手元に配布しております。参考にさせていただきたいと存じます。

議案第37号柳井地区広域事務組合理約の変更について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第38号柳井地区広域消防組合理約の変更について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 39 号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。議案第 37 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 37 号柳井地区広域事務組合規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 38 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 38 号柳井地区広域消防組合規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 39 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 39 号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

#### 日程第 39 . 議案第 40 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 39、議案第 40 号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてを上程し、これを議題とします。



補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第40号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更にあたりまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項に基づく、本議会の議決を求めるものでございます。

なお、このたびの7件は、いずれも本計画に新たに事業を追加しようとするものでございます。

それでは、まず、産業の振興におきまして、排水施設整備石小田地区を追加するものでございますが、これは昭和52年に整備されました排水ポンプ2基を更新・整備し、既設の排水ゲート4門を、更新に合わせ、電動化しようとするものでございます。

また、頭首工整備浜田地区は、2級河川屋代川に既設の頭首工1基をやはり更新・整備しようとするものでございます。

次に、生活環境の整備の中の水道施設は、安下庄簡易水道の東安下庄地区におきまして、老朽化した布設管の一部を更新し、小松屋代簡易水道では、神領奥中継ポンプ所に追塩機器等を、追塩機器、要するに塩素の追加塩素をやるものでございますが、追塩機器等を新たに設置しようとするものでございます。

消防施設は、棕野地区に消防機庫1棟を整備し、また、その他に掲げました集落防災安全施設とは、森ノ本上地区のため池周辺に安全施設とフェンスを設けるというものでございます。

教育の振興につきましては、現在、町が廃止路線の代替事業として防長バス交通に運行を委託しております白木半島線を、本年10月からスクールバスの一般混乗運行に移行することとし、29人乗りバス2台を整備しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回出された部分については、すべて新たな新年度予算関連というとらえ方でよろしいかと。

それと、もう1件は、いわゆるスクールバスのいわゆる購入についてであります。これ2台となるのは両方向、キロ数の増により両方向から出発しなければならないという考え方と受けとめてよろしいかという2点、済みませんが。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） お説のとおりすべて新規でございます。

それから、スクールバスの2台については、いわゆる右回り・左回りということで2台でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第40号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第40．議案第41号

日程第41．議案第42号

日程第42．議案第43号

日程第43．議案第44号

日程第44．議案第45号

日程第45．議案第46号

日程第46．議案第47号

議長（新山 玄雄君） 日程第40、議案第41号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから日程第46、議案第47号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定についてまで7議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第41号の油宇集会施設の指定管理者の指定につきましてから47号の長浦スポーツ海浜スクエアの指定管理につきまして、一括して説明をしたいと思います。

まず、議案第41号でございますが、本案は、周防大島町コミュニティー施設設置条例に定める油宇集会施設の指定管理の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

この施設は、自治会組織油宇自治会の区域に位置し、自治会活動の拠点ともなっていること、また、施設の設置目的を考慮し、昨年10月1日から指定管理者として施設の管理運営をお願いしてきたところでありまして、本年3月31日に期間の終期を迎えるに当たりまして、引き続き油宇自治会を指定管理者に指定することが適当であると判断し、提案させていただきました。

なお、非公募で指定管理料が発生する場合の指定期間は1年としていることから、指定の期間

を平成19年4月1日から平成20年3月31日までといたしております。

次に、議案第42号小泊集会施設の指定管理の指定についてでございます。

同じく、周防大島町コミュニティー施設設置条例に定める小泊の集会施設の指定管理についてございまして、この施設も議案第41号と同様に、自治会組織小泊自治会の区域にあるものでございますから、引き続き小泊自治会を指定管理者に指定することが適当と判断し、提案をさせていただきます。

同じように、指定管理期間は、公募で指定管理料が発生する施設でございますので、1年間、平成20年の3月31日までといたしております。

次に、議案第43号でございますが、周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理の指定についてでございます。

本案は、浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について提案するものでございますが、当施設は昨年の3月議会におきまして議決をいただき、平成18年の4月1日から19年3月31日までを浮島地区自治会が指定管理者として管理運営を行ってまいりましたが、引き続き平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間、同自治会を指定管理者として指定することにつきまして、議案を上程するものでございます。

なお、指定管理料につきましては、従前どおり無料となっております。

議案第44号でございますが、周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理の指定についてございまして、浮島地区の学習等供用施設と同じく、原地区自治会を指定管理者として指定しようとするものでございます。浮島地区の学供と同じく、指定管理料につきましては無料となっております。

議案第45号、46号でございますが、周防大島町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてございまして、議案第45号につきましては、和田苑の指定管理者の指定、46号につきましては、しらとり苑の指定管理者の指定についてでございます。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する2施設につきましては、平成18年9月1日から平成19年3月31日まで期間を定めて、指定管理施設として周防大島町社会福祉協議会と協定書を締結して、管理運営を行っております。この事業は、高齢者のための在宅生活に不安のある者に対しまして、自炊設備のある居室を提供し、生活援助員を配置して、利用者に対し相談・助言を行うものでございます。

また、本施設においては、周防大島町社会福祉協議会が生きがい活動支援通所事業や指定通所介護デイサービス事業も実施しておりまして、国の定める要綱でも、指定通所介護事業所を経営する者であって、適切な事業運営が確保できると認められる者に委託できるとなっております。高齢者生活福祉センターについての指定管理については、居宅での単独生活困窮高齢者の入居施

設であるため、指定管理者が変わることによる入居者の心理的負担を軽減することも考慮に入れまして、昨年6月議会において説明いたしましたように、1年ごとの更新で、引き続き非公募により周防大島町社会福祉協議会を指定管理者に指定しようとするものでございます。

以上が議案第45号、46号の説明でございます。

それでは、最後に、議案第47号でございますが、周防大島町長浦スポーツ海浜スクエア及びグリーンステイながうらの施設の非公募による指定管理について、補足説明を申し上げます。

この施設の管理運営につきましては、第三セクターであります瀬戸内海リゾート株式会社に、非公募により指定管理者に指定することについてお願いするものでございますが、御承知のとおり、平成15年9月の改正自治法によりまして、公の施設の管理運営については、従来、公共的団体に限られていた管理委託制度から、この指定管理者ということに導入されたことございまして、このことに伴いまして、本町におきましては、指定管理者制度へ移行し、久賀長浦地区のスポーツ滞在型施設でありますこの施設につきまして、非公募によって瀬戸内海リゾート株式会社を指定管理者と定めて、指定管理間を1年として管理運営を行わせてきたところでございます。

今回、平成19年度におきましても、この指定管理をさらに1年間延長し、非公募施設として瀬戸内海リゾート株式会社に管理運営をゆだねる議案をお願いしようとするものでございますが、長浦の両施設は本来公募に該当する施設であることにかんがみ、非公募にする理由につきまして御説明を申し上げたいと思います。

ながうらスポーツ滞在型施設は、国の総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法の承認を受けまして、リゾート法に基づく、山口県の地域振興計画であるサザンセット・サンシャインリゾート構想の中核プロジェクトとして位置づけられて進めてこられた事業でございます。したがって、開発整備の段階から、完成後の施設の管理運営の方策、地域における若者雇用の拡大、地元農産物等食材の消費拡大、また開発に要する制度資金の活用、国・県のプロジェクト事業の導入などを想定いたしまして、事業推進をされたところでございます。

このことから、施設の管理母体として、第一セクターの公共の堅実性と第二セクターの民間の幅広い企業活動のノウハウが生かされることを目指し、山口県と当時の大島郡内4町による第一セクターと、町内の農協、漁協、商工会、観光協会などの経済団体及び県内外の民間企業の第二セクターの趣旨によりまして、第三セクター瀬戸内海リゾート株式会社が設立され、平成元年10月に山口県の立ち会いのもとに企業進出協定を締結し、事業を推進してきたところでございます。

このため、当時開発に係る制度融資の照会や各省庁の補助金を活用して行う事業のプロジェクト化などは県の指導を受けて事業を進めてまいりました。具体的には、長浦開発計画のスポーツ施設、宿泊施設、温浴施設、屋内多目的施設及びレストラン等が使用する水源開発につきまして、

財団法人民間都市開発推進機構が融資する、当時の建設省所管のNTTA型開発利益吸収型公共事業の無利子貸付事業の認定を受けて、長浦地区の地すべり区域に第三セクターが事業主体の取水井戸2基、県が掘削する取水井戸3基と合わせて、地すべり対策事業の公共事業を実施したものであります。制度融資は、第三セクターが実施する2基の取水井戸を対象に、総事業費5,900万円のうち2,700万円の融資を受けまして、残りは町、瀬戸内海リゾート株式会社が経費分担し、公共事業先行型として実施してまいったものでございます。無利子融資に係る償還期間は、平成9年9月から平成24年3月まで5年据え置きで20年償還、償還財源は主に施設で使用する水道料金ということで、それで、融資額を償還をいたしております。これまでの償還額は、平成18年9月までで1,760万円余り、平成24年3月の最終償還まで残り1,000万円となっております。

本町といたしましては、長浦施設は当然公募に該当する施設であるにとらえ、私を長とする行政改革推進本部会議で検討を重ね、公募に向けた諸準備を進めてきたところでございますが、さきに述べました設立当時の経緯から、出資者である県と長浦施設の公募へ向けて事前協議も行ってきました。しかしながら、公募にすることによりまして、指定管理者の選定から万が一外れるということも考えられるわけございまして、そうしたときに、制度融資の受け皿である瀬戸内海リゾート株式会社は長浦施設の管理以外には収入源は持っていないため、経営基盤を一気に失い、会社自体の存続が困難となり、国・県に制度融資の償還が滞るとということにもなりかねません。長浦施設を整備した本町、また管理母体である瀬戸内海リゾートの出資者である本町と県の同義的責任は免れることができず、結果的には、国と県との関係または県と本町との関係において厳しい局面が想定されることから、まずは制度融資の償還を済ませた後に公募へ移行すべきとの結論に達したところでございます。

この判断には相当な決断が伴いましたが、今後1年間をかけて、この残債の償還方法や瀬戸内海リゾート株式会社の今後のあり方につきまして整理をしてまいりたいと思っております。施設の効率的な管理運営による指定管理料の削減も当然図らなければならないというふうに考えておりますので、平成20年度からはぜひとも指定管理者の公募に向けた指定管理制度に努力してまいりたいと思っておりますが、この19年度につきましては、ぜひとも非公募の指定管理でお願いしたいということで、今回の議案を提案させていただきました。

何とぞ慎重なる審議とこの状況を御推察いただきましてから、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第41号油宇集会施設の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第42号小泊集会施設の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第43号周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第44号周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第45号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第46号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第47号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） かなり助役の方が丁寧な補足説明されたんですが、言うなれば、いわゆる、かつて借り入れた部分の残額が1,000万円ぐらいあると、1,000万円ぐらいあると。その部分を今年度どう返すかと、途中でいわゆる破綻すれば、金融機関等に迷惑かけるといふ発想の中から、この1年間、いわゆる非公募である中で検討を加えたいということが論点じゃったのか、何じゃったのか。非公募であれだけ長う補足説明されましたから、実際的にほいじゃあ、公募に頼らず、非公募でいくというのは、それなりの理由があったわけよ。それで、さっき助役の方が補足説明されたわけよ。ほじゃから、その中のほいじゃあ、主な原因は何かと、非公募でいくという主な原因は何か、一言で言えといたら、いわゆる債務残があると、その債務残をこの1年間どうするかということでもう1年間非公募でいくよと、この1年間非公募でいくよということだけなのか、どうなのか、聞いておきたいというふうに思います。

それと、もう一つは、実際的に皆さん方の説明によると、いわゆる非公募であれ、公募であれ、指定管理制度はいわゆる委託料の大きな減額につながるんだということを言うてきたが、実際的にこの1年間の見通しとしてはどういうふうな状況なのか、いわゆる指定管理料ですね、それはどういう状況なのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 先ほど、済みません、長々と説明申し上げましたが、言うなれば、財団法人の民間都市開発推進機構というところは、要するに国土交通省、今でいったら、もと建設省の外郭団体であるわけでございます。そういうことからすると、そういうところの無利子の融資を受けておって、それがまだ返済されてない段階で公募によったときに、仮にこの会社がとるかどうかというのは、非常に2分の1しかあれないわけですよ。だから、そういうことの中で、ぜひとももう少しになっておるわけですから、この1年間かけてからこの債務だけは償還して、その後に公募に移りたいというふうに思っております。

だから、先ほど少し申し上げましたが、ぜひとも平成20年度からは公募による指定管理者制度に移行したいというふうに思っておりますが、今年度でぜひともこの債務の償還を済ませて、やっていきたいということでございます。

大体、ほんなら、今の指定管理料はどうかということでございますが、新年度の予算の中でも出ておりますが、指定管理料も当然削減をしておりますし、私たちも出資者の1人でございますので、先般も経営の内容についても御報告を受けましたが、上向いてきておるということでございまして、何とかこの1年間で国の外郭団体であるところからの融資につきましては整理をしたいというふうに県とも一緒に協議をいたしているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。小田議員。

総務部長（村田 雅典君） この長浦リゾートに限って言えば、2,500から2,700ぐらい、万円の経費という解釈でございます。

議長（新山 玄雄君） いいですね。それじゃあ、ほかに質疑はありませんか。小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 今2,500から2,700万円の指定管理料と言うたんですかね。年間ですね。そういう経費も含めて、1,000万円の返済も含めて指定管理の募集をすれば、解決するような気がするんですが、その辺問題あるんですか。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 現在の債務残高でございますが、これは瀬戸内海リゾート株式会社でないと返済できないものでございます。先ほど御説明申し上げましたが、平成18年度が2,698万1,000円の指定管理料でございます。19年度の当初予算2,500万円の予定

でございます。NTTのA資金と申しまして、通称ミントと申ししておりますが、これが年間約200万円近い金額でございます。西京銀行、これが400万円ぐらいでございます。これらの返済をしておりますが、これには当然税金もかかっております。今年度、19年度非公募ということで、これらの返済の見通しが現在どうにかつきそうでございますので、この返済が終わりますと、平成20年度から、この19年の夏ぐらいには公募による指定管理者の準備をいたしますが、公募ということで準備ができるのではないかと考えております。

現在19年度で公募して、指定管理料に債務残高のものを、金額を加えたもので公募いたしますと、例えば長浦、今質問がございました、よろしいですか。長浦がもしとれなかった、ほかの者が一緒に参加して、長浦以外のものがとった場合には、債務残高の上乗せ分といいますか、これが、とった指定管理者が得をするという形になりますので、当然指定管理ではこの方法がとれないということで、19年度は非公募ということをお願いしたいということでございます。

議長（新山 玄雄君） 小田議員、いいですか。小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 得になるんですかね。とった業者が得になるんですかね。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 今非公募で長浦、済みません、非公募で現在の指定管理者がとった場合、今19年度が2,500万円の指定管理料でございますが、これには債務残高の金額も含まれております。公募ということになると、この債務残高のものが、どなたが公募してもよろしいですから、これを指定管理料から当然減額しなければなりません。だから、そのめどが、19年度には債務残高のめどがつきますけど、19年度に公募できない理由ということでございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） じゃけえ1,000万円部分を払ってもらうために2,500万円で作ってもらうと。じゃないんかいね。そうならんのかいね。（発言する者あり）何か含めてやって、基本的には2,500万円の部分が少のうなれば、町にとってはええわけですよ。1,000万円の借金があるけえできんていう部分がちょっとよく理解できんですけどね。後でゆっくり教えてください。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。議案第41号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。



これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第41号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第42号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第43号周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第44号周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第45号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第46号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第47号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

#### 日程第47・議案第48号

議長（新山 玄雄君） 日程第47、議案第48号平成18年度白木地区広域漁港整備工事第2工区の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第48号平成18年度白木地区漁港整備工事第2工区の請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、平成19年2月28日に、町内業者11社、町外業者4社、計15社で入札を行った結果、白木産業株式会社が7,760万円で落札をいたしましたので、その落札価格に消費税の額を加えました8,148万円で請負契約の締結をしようとするものでございます。

工事の内容につきましては、E防波堤延長40メートルの設置工事となっております。つきましては 済みません、補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありません

か。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的にAランクについても実際的に下がってきたというのは、合併当時からずんずんしてきたのは知っております。今回、入札予定価格に対する入札額、率で幾らになるか確認しておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） 落札率は91.4%です。91.4%です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第48号平成18年度白木地区広域漁港整備工事第2工区の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第48・議案第49号

議長（新山 玄雄君） 日程第48、議案第49号周防大島町防災行政無線施設整備工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第49号周防大島町防災行政無線施設整備工事の請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、周防大島町防災行政無線施設整備工事につきまして、去る平成19年2月28日に本町初の条件つき一般競争入札を行いました。入札参加業者8社の中から、パナソニックSSエンジニアリング株式会社が6億7,809万円で落札をいたしました。

工事内容につきましては、21年度までに周防大島町全域を対象に、防災行政無線の親局、遠隔制御装置4カ所、中継局2カ所、再送信子局4局、屋外拡声子局109局、個別受信機1万665台を整備するものでございます。

なお、本工事は、防衛施設庁の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金により実施をいたします。つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する

条例第2条の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回10億円を超える予定価格の中で、条件つき一般競争入札、いわゆる条件をつけた一般競争入札とした理由について、まず聞きたいというふうに思います。条件をつけるとなると、やっぱり一定の合理的理由があったというふうに思いますので、まず聞きたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） 今回条件をつけたのは、まずこういった工事に、特殊な工事に職員がなれていないということが1点あると思います。そういうことで、管理監督者、業務の管理監督業務のもいるわけでありましたが、後で維持管理をするのは町の職員ということもありまして、そこらの管理業務がうまくいくように、理解が、その工事がうまく理解できるように、そういうふうな条件につきまして、防災行政、公共工事で防災行政無線通信設備の据えつけ工事を行った業者ということで、その条件をつけさせていただきました。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ちょっと私自身は能力的にわかりにくいという点があります。

それと、もう一つは、条件つき一般競争入札の中で、結果としてこういう入札価格になるということになると、実際的には予定価格についてはどうだったのかという議論も当然あると思います。例えば、予定価格に対して60近い数字になるんじゃないかというふうに思います。そうになると、実際的に予定価格をどこに算定するかということでも信憑性が要るというふうに思うんですよ、実際的に。このほか見てみますと、実施設計が1月入札、そして管理、いわゆる管理部門が、実際的には他の入札参加業者等見て、大体200万円ぐらい若干低いという状況だったと思います。これも大体で悪いんですがね。ほいで、実際的に一つの工事をやるときに大体予定価格をつくって、そして入札価格が決定されるわけなんですけど、その間、やっぱり何を基準にやったかという側面はあるんじゃないかならうかというふうに思います。わかる範囲で、例えばわかる範囲でいいですから、大体予定価格と落札の状況の中で、何が作用して、何が作用してそういうふうな、例えば、逆に言えば、予定価格がどういう基準じゃったんかちゅんが一方ではすごいあいまいに見える面があるんで、例えば入札状況を見る中で、どこがこういうふうないわゆる額になった、だからこういう状況じゃったというのはつかんでおられると思うんで、答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長します。ぎりぎ

りと思いますが。

それでは、答弁をお願いします。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） このたびの防災行政無線の施設整備につきましては、当然設計から始まったわけですが、設計等の中身におきますと、いわゆる備品等、機器の製作ですが、これが全工事費の8割程度を占める工事でございます。それから、それぞれの機器の単価におきましては、メーカーによって当然異なります。したがって、防災行政無線を製作してある全メーカー8社から見積もりをとりまして、それぞれの機器ごとの最低見積価格をまず採用いたしました。さらに、県の例に倣いまして、それに9割を掛けております。それがいわゆる単価でございます。

それから、この工事につきましては、明確な積算体系が確立されていないということで、県の積算基準等を参考にしながら適切な積算をしております。

また、この内容等につきましては、積算の内容等も含めてでございますが、広島防衛施設局と担当者が協議を行いまして、指導に基づきまして実施設計を行っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに、いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第49号周防大島町防災行政無線施設整備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、明日3月8日午前9時30分から開きます。

午後4時57分散会